

食品表示に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

－ 監視業務の適正化を中心として －

平成 22 年 9 月

総 務 省

前 書 き

食品表示は、一般消費者が食品の品質を正しく理解した上で食品を選択し、消費するための重要な情報を一般消費者に提供するものであることから、必要な情報が分かりやすく、かつ、正しく表示されていることが不可欠である。

このため、食品表示については、食品の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS法」という。）に基づき、一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品に対する品質表示の義務付け、すべての生鮮食品に対する原産地表示の義務付け等の規制が行われている。また、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）において販売の用に供する食品に関する表示基準が、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する見地から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）において不当な表示の禁止等が、国民の健康の保持増進の見地から、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）において虚偽・誇大な表示の禁止等が、それぞれ定められている。これらの法律等に基づき、国の行政機関、都道府県等の関係機関による立入検査等が行われているほか、食品表示等に関して委嘱された各種のモニター等により、食品表示が適正に行われているかについて日常的な監視が行われている。

しかし、近年、食肉加工卸売会社の食肉偽装事件、菓子製造販売会社の賞味期限の改ざん事件など、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発し、各種世論調査においても、国民の食品表示に対する信頼が低下していることが明らかになっていること等から、食品表示に対する国民の信頼の回復が強く求められている。

なお、これまで各省庁縦割りとなっていた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁は、消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うことを任務の一つとし（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 3 条）、食品表示に関しては、JAS法など上記の法律等に基づく権

限の全部又は一部が消費者庁に移管された。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化及び食品表示に対する国民の信頼の回復に向けた取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

ただし、本勧告は、平成 18 年度及び 19 年度のデータに基づき調査したものである。今後、地方農政局等を含む国の出先機関については、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、抜本的な改革を行うべく現在議論がなされており、当該抜本的改革に資する限りにおいて、活用されるべきものである。

目 次

1	食品表示に関する監視業務の適正化	1
	(1) J A S法等に基づく監視業務	1
	ア 立入検査・任意調査	1
	イ 巡回調査及び一般消費者等による監視	17
	(2) 食品衛生法に基づく監視業務	35
	(3) 景品表示法に基づく監視業務	45
2	一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理 の推進	49
3	食品表示の信頼回復に向けた取組の推進	58
	(1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組	58
	(2) コンプライアンスの徹底の取組	63
4	食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた 要員配置の見直し	66

1 食品表示に関する監視業務の適正化

(1) J A S 法等に基づく監視業務

農林水産省は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「J A S 法」という。)に基づく飲食料品の品質に関する適正な表示の確保を図る観点から、立入検査・任意調査及び巡回調査(一般調査及び特別調査)を通じた事業者への指導監督を実施している。これらのうち、立入検査については、J A S 法の規定に基づき罰則を設けて行われているものであり、任意調査及び巡回調査については、J A S 法に規定がなく、農林水産省設置法(平成 11 年法律第 98 号)の所掌事務として実施されるものである。

また、都道府県等も、J A S 法等に基づく立入検査等を実施している。

これまで各省庁縦割りとなっていた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁は、消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うことを任務の一つとされている(消費者庁及び消費者委員会設置法(平成 21 年法律第 48 号)第 3 条)。J A S 法に関しては、飲食料品の品質に関する表示の基準(以下「品質表示基準」という。)の策定及びこれを遵守させるための命令の発出については、消費者庁が権限を有し(注)実施することとされた。また、J A S 法に基づく立入検査及び行政指導は、農林水産省も行うことができ、その場合には、消費者庁へ通知を行うこととされ、さらに、必要な場合には、同庁自ら立入検査を実施することとされた。

(注) J A S 法第 23 条第 2 項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 291 号。以下「J A S 法施行令」という。)第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に対する措置命令は、都道府県知事が行う(自治事務)こととされた。

ア 立入検査・任意調査

(ア) 立入検査

【制度の概要】

農林水産大臣は、J A S 法第 20 条第 3 項の規定に基づき、同法の施行に必要な限度において、同法第 19 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定により品質表示基準が定められている飲食料品の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又は、その職員にこれらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所等に立ち入り、品質に関する表示の状況又は飲食料品、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

なお、立入検査を実施する職員は、J A S 法第 20 条第 4 項の規定に基づき、身分証明書の提示が義務付けられている（注）。

また、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下項目 1 (1)において「センター」という。）に、立入検査をさせることができる（J A S 法第 20 条の 2 第 3 項）とされている。

（注） 農林水産省は、検査の都度、農林水産大臣又は地方農政局長が発出する検査命令書によって指名された検査官が検査を実施するとしている。

さらに、J A S 法第 23 条第 2 項において、同法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができることとされており、J A S 法施行令第 12 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、製造業者等に対する立入検査に関する事務については、当該製造業者等の工場等の所在地を管轄する都道府県知事が行う（自治事務）とされている。ただし、農林水産大臣が製造業者等に対する表示に関する指示等を実施するために必要と認められる場合には、農林水産大臣が自ら立入検査を行うことは妨げられない（J A S 法施行令第 12 条第 1 項ただし書）。

また、J A S 法第 23 条第 3 項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 77 条第 3 号の規定に基づき、製造業者等に対する立入検査に関する事務については、当該製造業者等の工場等の所在地を管轄する地方農政局長に

委任されている。ただし、農林水産大臣が自ら立入検査を行うことは妨げられない（同施行規則第 77 条ただし書）（注）。

（注） 農林水産省は、地方分権改革推進委員会に対し、「JAS法に基づく申出の受理、立入検査及び改善指示については、原則として、①県域事業者に関しては、都道府県が、②広域事業者に関しては、国が実施することとされている。国と都道府県の役割分担は明確になっていることから、責任の所在は明確である。」との見解を示している（「国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解について」（平成 20 年 4 月 23 日地方分権改革推進委員会事務局））。

改善指示に従わない県域事業者に対する措置命令については、農林水産大臣が行うとされていたが、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁の設置に併せて、都道府県知事が行うこととされた。この結果、県域事業者については JAS法に基づく申出の受理から措置命令までを一貫して都道府県知事が実施できることとなった。

なお、JAS法第 27 条第 4 号の規定に基づき、同法第 20 条第 3 項又は第 20 条の 2 第 3 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者には罰則（50 万円以下の罰金）が科せられる。

【調査結果】

食品の偽装表示事件において、数次にわたり地方農政事務所等に偽装に係る情報が提供されたにもかかわらず、迅速な立入検査等の対応がとられていなかったことから、農林水産省では、この事実を反省し、事件を検証するとともに、平成 19 年 7 月に、一般消費者等から食品表示に関する情報を受け付ける食品表示 110 番の対応マニュアルを見直して、食品の不適正表示に係る情報の迅速な処理を図り、担当者等によるチェック機能を強化している。

また、「はちみつ」に係る不適正表示など、同一事業者による事件の再発もみられることから、品質表示基準に違反した事業者の改善状況を確認するための調査を適時適切に実施することが、再発防止を図る上で重要であると考えられる。

なお、農林水産省本省は、食品の不適正表示又はそのおそれのある

事案の発見後の対応や違反事案の改善状況を確認するための調査について、疑義情報（食品の表示に関する法令に抵触するおそれがある情報のことをいう。以下同じ。）だけでは不確定な場合もあること及び対象事業者の取引形態等により、確認すべき事項が多種多様であり、事案により「ケースバイケース」で対処せざるを得ないことから、地方農政局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下項目1(1)及び2において同じ。）・地方農政事務所（以下「農政局・事務所」という。）に対し、立入検査・任意調査の進行管理責任者を定め事案の進行管理を行うよう指示しているものの、立入検査・任意調査を実施するまでの処理期間、そのチェック等について、特に方針を示していない。

今回、平成18年度及び19年度に農政局・事務所が行った立入検査について調査した結果は、以下のとおりである。

a 立入検査の実績

今回調査した北海道農政事務所、東北農政局、東京農政事務所、北陸農政局、東海農政局、大阪農政事務所、広島農政事務所、香川農政事務所及び福岡農政事務所の9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の立入検査の実施件数をみると、調査対象機関別及び県域事業者（その店舗等が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等をいう。以下同じ。）・広域事業者（県域事業者以外の製造業者等をいう。以下同じ。）別の件数は、表1のとおり、北海道農政事務所等6農政局・事務所において合計21件となっている。これらのうち、県域事業者に対する立入検査の件数は9件（42.9%）となっている。

表 1 9農政局・事務所における立入検査の実施状況

(単位：件)

調査対象機関		北海道農政事務所	東北農政局	東京農政事務所	北陸農政局	東海農政局	大阪農政事務所	広島農政事務所	香川農政事務所	福岡農政事務所	合計
平成18年度	広域事業者	0	1	2	0	0	3	0	0	0	6
	県域事業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	2	0	0	3	0	0	0	6
19年度	広域事業者	3	0	1	0	0	2	0	0	0	6
	県域事業者	3	0	3	1	0	1	0	1	0	9
	計	6	0	4	1	0	3	0	1	0	15
合計	広域事業者	3	1	3	0	0	5	0	0	0	12
	県域事業者	3	0	3	1	0	1	0	1	0	9
	計	6	1	6	1	0	6	0	1	0	21

(注) 当省の調査結果による。

b 立入検査の実施状況

上記の6農政局・事務所が行った21件の立入検査について調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 疑義情報を把握した後、立入検査を速やかに実施することは、一般消費者の信頼を確保する上で、また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、重要であると考えられる。

平成18年度及び19年度について、疑義情報を把握してから立入検査を実施するまでの期間を調査したところ、7日間(注)以上を要したものが7件(33.3%)みられた。これらの中には、47日間(最長)を要したものが1件、25日間ないし27日間を要したものが3件みられた。

(注) 農林水産省は、個別案件の処理については、すべて速やかに行っているとしている。また、平成19年7月の「食品表示110番対応マニュアル」では、農政局・事務所が一般消費者等から疑義情報を受けた場合、当該情報に係る事業者を管轄する関係機関に当該情報を5日間以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に回付するとされている。

今回、この処理方針を参考に、7日間以上を要した事案を調査した。なお、

本調査結果には、「食品表示 110 番対応マニュアル」の見直し以前のものが含まれている。

また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、土曜日、日曜日及び祝日であっても立入検査をすべき場合があるとの考えから、土曜日、日曜日及び祝日を含めている。

なお、センターでは、i) 立入検査を平成 18 年度に 4 件及び 19 年度に 2 件、ii) 任意調査を 18 年度に 123 件及び 19 年度に 112 件実施している。

これらについて、農林水産大臣の指示を受けてから立入検査の実施までの期間をみたところ、すべて 7 日間以内であった。

- ② 農政局・事務所は、立入検査により品質表示基準の違反又は有機 J A S 表示の違反（注）を確認し、当該事業者に対して文書による改善措置（措置命令、改善指示及び文書指導）を行った場合には、原則として当該事業者から改善報告書を徴し、その改善状況について確認するための調査（以下「改善確認調査」という。）を実施することとしている。

（注） 「有機 J A S 表示の違反」は、J A S 法第 19 条の 15 第 2 項の規定に違反して、有機農産物ではないのに有機農産物である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をすることをいう。同項の規定に違反した者に対する当該表示の除去命令等の権限は、都道府県知事に委任されておらず、広域事業者、県域事業者を問わず、農林水産省が立入検査を行うこととされている。

しかし、平成 18 年度及び 19 年度の立入検査において、9 農政局・事務所が違反事業者に対して措置命令（都道府県の措置要求を受けて実施した措置命令を含む。）又は改善指示を行った 8 件について、改善報告の受理及びその後の改善確認調査の実施状況を調査したところ、改善確認調査が遅延（措置命令を行ってから約 7 か月）しているものが 1 件みられた。

③ 改善報告の受理後、違反事業者に再発防止策を確実に講じさせ、その履行状況を確認することが、食品の品質表示基準の違反の防止を図る上で重要であると考えられる。

しかし、上記8件のうち、改善報告を受理し、改善確認調査が実施された7件について、改善報告の受理から改善状況の確認調査までの処理期間を調査したところ、31日間以上を要しているものが6件みられた。

なお、これら6件について、農林水産省は、「本省指示により、事業者が再発防止策を講じている最中ではなく、その効果が確認できると判断した時期に改善確認を行ったものである。」としている。

(イ) 任意調査

【制度の概要】

前述のとおり、JAS法第20条第3項の規定に基づき実施される農林水産省の立入検査は、品質表示基準に違反した又はその疑いのある事業者の店舗等に立ち入り、関係資料等を検査して違反の事実を確認するため実施されるものである。

また、農林水産省は、食品の表示については、表示の欠落や齟齬^{そこご}を除き、根拠書類等の確認をしなければ違反しているかどうかなどを確定できないものであり、①同省に寄せられる疑義情報のみでは確たる根拠と言えないこと、②詳細な事業内容も不明な段階であることから、その疑義を解明するため、事業者等の協力を得て、農林水産省設置法第4条第5号に掲げる所掌事務（日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。））として、根拠書類等の任意の調査を実施している。

当省がこの任意調査の実施状況を調査したところ、任意調査は、強制力を持って行うものではなく、調査担当者の任免が行われていない点で立入検査と異なるものであるが、事業者に対する調査事項は立入検査と同じである。農林水産省は、強制力を持った調査を行わなけれ

ば疑義を十分に解明できない場合には、立入検査を実施するとしている。

農林水産省が平成 18 年度の立入検査・任意調査の結果に基づき広域事業者に対する改善指示及びその旨の公表を行った案件について、立入検査・任意調査の着手から改善状況の確認までの状況を調査したところ、表 2 のとおりとなっている。

表 2 立入検査・任意調査の着手から改善状況の確認までの状況

実施内容
i) 立入検査では、まず、検査命令書及び立入検査をする職員の身分を示す証明書を示し、強制的な検査であり、忌避すれば罰則が適用される旨を告知
ii) 3 人の職員が検査（調査）を実施し、品質表示基準違反を裏付ける関係書類を徴取するとともに、関係事業者との間で、違反事実等に関する確認書を取り交す。その上で、不適正表示のあった食品の販売状況、原材料等の仕入状況、関係会社の概要、検査（調査）担当職員の所見等を取りまとめた報告書を作成
iii) 検査（調査）終了後、関係事業者に対し、不適正表示の是正、原因の究明・分析、再発防止対策の実施、指示に基づき講じた措置に関する改善報告等を文書で指示
iv) 指示に併せて、本件の関係企業名、違反事実等を公表
v) 指示に基づき講じた措置を取りまとめた改善報告の提出を指示
vi) 改善報告の受理後、2 人の職員が確認調査を実施し、改善を裏付ける関係書類を徴取するとともに、その結果を取りまとめた報告書を作成

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一の地方農政事務所が立入検査・任意調査を実施し、その結果に基づき、農林水産大臣が広域事業者に対して J A S 法第 19 条の 14 第 1 項の規定に基づく指示を行った案件について整理した。

【調査結果】

a 任意調査の実績

今回調査した 9 農政局・事務所における平成 18 年度及び 19 年度の任意調査の実施状況をみると、調査対象機関別及び広域・県域事業者別の件数は、表 3 のとおり、2 か年で 2,445 件となっており、これらのうち、県域事業者に対するものは 1,296 件 (53.0%) となっている。

表3 9農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況

(単位：件)

調査対象機関等	区分	実施 件数	改 善 措 置						計	措置 不要
			措置 命令	指示 ・公表	文書 指導	文書 啓発	嚴重 注意	その 他		
北海道 農政事 務所	件 数	322	0	1	64	17	0	20	102	220
	(うち県域)	(286)	(0)	(0)	(55)	(17)	(0)	(18)	(90)	(196)
東北農 政局	件 数	314	0	1	21	9	0	1	32	282
	(うち県域)	(238)	(0)	(0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(11)	(227)
東京農 政事務 所	件 数	508	0	5	59	5	1	1	71	437
	(うち県域)	(165)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(163)
北陸農 政局	件 数	202	0	2	17	2	0	4	25	177
	(うち県域)	(61)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(4)	(6)	(55)
東海農 政局	件 数	393	0	4	65	0	5	1	75	318
	(うち県域)	(219)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(4)	(215)
大阪農 政事務 所	件 数	180	0	8	70	5	4	3	90	90
	(うち県域)	(52)	(0)	(0)	(6)	(0)	(1)	(2)	(9)	(43)
広島農 政事務 所	件 数	84	0	2	9	3	1	2	17	67
	(うち県域)	(29)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(27)
香川農 政事務 所	件 数	82	0	1	6	1	0	14	22	60
	(うち県域)	(57)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(10)	(12)	(45)
福岡農 政事務 所	件 数	360	2	3	38	2	2	76	123	237
	(うち県域)	(189)	(1)	(0)	(17)	(0)	(0)	(66)	(84)	(105)
計	件 数	2,445	2	27	349	44	13	122	557	1,888
	(うち県域)	(1,296)	(1)	(0)	(90)	(26)	(2)	(101)	(220)	(1,076)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

また、これらの農政局・事務所は、平成18年度及び19年度に、立入検査と合わせて2,466件の立入検査・任意調査を行っているが、任意調査の占める割合は99.1%と高い。

これらを、広域事業者・県域事業者別にみると、広域事業者では任意調査が99.0% (1,161件のうち1,149件)、同じく県域事業者でも99.3% (1,305件のうち1,296件) となっている。

b 任意調査の実施状況

(a) 任意調査の実施方針に係る問題点

- ① 上記aのとおり、9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の任意調査の実施件数のうち、県域事業者に対するものが53.0%を占めている。

そこで、県域事業者に対する任意調査 1,296 件から 320 件を抽出し、当該調査の端緒を調査したところ、

- i) 巡回調査（一般調査及び特別調査。後述項目 1 (1) イ参照）で品質表示基準の違反を把握（98 件）、
- ii) 食品表示 110 番に対する一般消費者等からの情報提供（54 件）、
- iii) センターの買上分析により判明した疑義表示（30 件）、
- iv) 食品表示ウォッチャー（後述項目 1 (1) イ参照）からの情報提供（5 件）、
- v) 牛トレーサビリティ調査で発見された違反（9 件）、
- vi) 県域事業者からの自主申告（2 件）、
- vii) その他（46 件）

となっている（残りの 76 件は有機 J A S 表示の違反に関するもの）。これら i) から vii) までを端緒として実施した任意調査 244 件は、いずれも県域事業者の品質表示基準の違反に係るものであった。

しかし、J A S 法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は都道府県の事務であることを踏まえると、i) 広域事業者に対する措置命令及び改善指示の施行に必要である場合や、ii) 広域事業者か県域事業者かが特定できない場合を除いて、まず都道府県に情報提供すべきものと考えられる。

これら 244 件について、任意調査の理由を調査したところ、都道府県等から調査の依頼を受けたとして、農政局・事務所が単独で実施したものが 8 農政局・事務所、62 件（25.4%）みられた。これらの中には、文書によらず、口頭（電話）で調査依頼を受けたとしているものが 7 農政局・事務所、45 件ある。また、都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済みとして農政局・事務所が単独で実施したものが 6 農政局・事務所、64 件（26.2%）みられた。しかし、これらのうち 4 農政局・事務所（27 件）では、事前調整に関する文書が存在しない。残る 2 農政局・

事務所（37件）では、事前調整に関する文書は存在するとしているものの、1農政事務所（24件）は、文書上、包括的に調査の実施を委任するものとされていないにもかかわらず、包括委任を受けたとして単独で調査を行っている。

また、上記の都道府県等から任意調査の依頼を受けたとして、農政局・事務所が単独で実施した62件のうち58件は、農政局・事務所が一般調査等で把握した不適正表示等の疑義に係る情報を都道府県等へ提供し、その後、当該都道府県等からの調査依頼を受けたとしているものである。

そこで、これら58件について、疑義の把握から任意調査の着手までの期間を調査したところ、平均日数は28.5日であり、7日間以上を要したものが42件（72.4%）あった。これら42件の中には、調査を失念していたなどの理由から、120日間以上要しているものが4件みられた。このことは、国と都道府県との責任の所在を不明確にするおそれがある。

なお、今回調査した9農政局・事務所の中には、県域事業者に対して文書指導又は文書啓発を行っているものが6農政局・事務所、13件（文書指導3件及び文書啓発10件）みられた。

- ② 上記aのとおり、9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の広域事業者に対する立入検査・任意調査の実施件数のうち任意調査の実施件数の割合は、99.0%と高い。

そこで、3地方農政局及び北海道農政事務所に対し、当該案件について立入検査又は任意調査のいずれを実施するか、その判断基準の有無を調査したところ、いずれの局所も判断基準はないとしている。

さらに、北海道農政事務所が、広域事業者に対し任意調査を行った36件の内容を調査したところ、センター本部が「原産地表示が異なる可能性が高い」とする客観的な検査結果があったにもかかわらず、「産地偽装の疑いで任意調査を行ったところ、事業

者から資料提供等に十分な協力が得られず、疑義の有無を確認できないまま処理を終えたもの」が1件みられた。本件については、任意調査において事業者から協力が得られない時点で、JAS法に基づく立入検査の権限を行使し、疑義の内容を検証する必要があるものと考えられる。

ちなみに、平成20年8月に発生した「事故米穀の不正規流通」に関して、同年11月の「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」(注)の「調査報告書(第一次取りまとめ)」では、問題の発生原因の一つとして、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第52条において、主要食糧の販売者等に対する立入検査や報告徴求の権限が定められている。しかし、実際には本省が指示した場合を除いて、この権限は行使されておらず、農林水産省(地方農政事務所等)による事故米穀の買受人に対する検査については、売買契約に基づく調査に終始していた」ことが指摘されている。

(注) 平成20年9月19日、事故米穀の不正規流通の原因究明、責任の所在の明確化について第三者による徹底した検証・検討を行うため、法曹関係者、消費者問題の専門家等の8人を構成員とし、内閣府に設置された。

- ③ 上記①及び②のとおり、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての明確な判断基準がなく、立入検査・任意調査のうち99.1%が任意調査であることを踏まえると、安易に任意調査を行っていることがうかがわれる。また、平成21年4月のJAS法の一部改正による事業者に対する規制の強化(注)の動向にかんがみ、事業者に対する監視・指導の透明性及び消費者の信頼性を確保する観点からも、立入検査の権限を行使して事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化することが必要であると考えられる。

(注1) どのような場合に立入検査の権限を発動できるかという点について、最高裁判決（最決昭和48年7月10日刑集27巻7号1205頁）は、所得税法の質問検査権の発動は、客観的な必要性があることを要件としており、学説でも、立入検査を必要と認める合理的な理由が必要としている。

(注2) 飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、議員立法により、JAS法の一部が改正され、事業者に対する規制の強化が行われた（平成21年5月30日施行）。

i) 品質表示基準の遵守に関する規定の新設（第19条の13の2）

ii) 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設（第19条の14の2）

iii) 原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する直罰規定の新設（第23条の2）

④ JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は、都道府県の事務とされており、国と都道府県の役割分担及び責任の所在を明確にする必要があることを踏まえると、県域事業者に対する任意調査は、i) 日本農林規格制度におけるJASマークの不正使用や不正な認定等に関する場合、ii) 指定農林物資に係る日本農林規格に定める名称の表示（「有機農産物」等）に違反する可能性がある場合、iii) 広域事業者に対する措置命令及び改善指示の施行に必要である場合、iv) JAS法第21条及び第21条の2の規定に基づく農林水産大臣に対する申出を受け付けた場合を除き、原則として、都道府県が行うことが適当と考えられる。

すなわち、国が任意調査を行う場合は、原則として、国が立入検査を行える事業者に対して実施すべきものと考えられる。

また、上記①のとおり、本来、都道府県が実施すべき県域事業者に対する任意調査に当たり、農政局・事務所によっては、i) 都道府県等から口頭（電話）で調査依頼を受けたとしている例、ii) 都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済みとしているものの、事前調整に関する文書が存在しない例、文書上、

包括的に調査の実施を委任するものとされていない例などがあった。これらについては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整（電子メールによる調整を含む。）する必要があると考えられる（注）。

（注） 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会での地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 11 年 7 月 8 日）において、「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。」とされている。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 6 第 1 項において、「国の行政機関は、自治事務として普通地方公共団体が処理している事務と同一の内容の事務を法令の定めるところにより自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。」と規定されている。

（b）任意調査の実施上の問題点

9 農政局・事務所が行った任意調査 2,445 件のうち 684 件を抽出し、その実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 食品表示 110 番等を端緒に疑義情報を把握した場合、一般消費者の信頼を確保する上で、また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに調査を行うことが重要であると考えられる。

そこで、疑義情報を把握してから任意調査に着手するまでの期間が確認できた 487 件をみると、7 日間（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以上を要しているものが 237 件（注）（48.7%）あった。

これらの中には、平成 18 年 11 月から 19 年 2 月までの間に行われた「しいたけの表示に関する特別調査」において、小売店舗等で疑義情報を把握しているにもかかわらず、速やかな調査が行わ

れていないものが7件みられた。これら7件について疑義情報を把握してから任意調査に着手するまでに要した平均日数は、53.4日間となっている。

(注) 237件の中には、土曜日、日曜日及び祝日に営業していない中間流通業者に係るものが含まれている。

② 農政局・事務所は、任意調査により品質表示基準の違反又は日本農林規格違反を確認し、当該事業者に対して文書による改善措置（措置命令、改善指示及び文書指導）を行った場合、自主申告により任意調査を実施するなど、特別な事情があるときを除き、原則として当該事業者から改善報告を受理し、その後、当該事案の改善確認調査を実施している。改善報告の受理後、再発防止策の履行を確認した後に迅速な改善確認調査を行うことが、食品の品質表示基準違反の防止を図る上で重要であると考えられる。

そこで、9農政局・事務所が広域事業者及び有機JAS関連事業者に対して措置命令、改善指示又は文書指導を行った123件のうち、改善報告を受理し改善確認調査が行われた103件について、改善報告の受理から改善状況の確認までの処理期間を調査したところ、31日間以上を要しているものが83件（80.6%）みられた。（注1、2）

(注1) 農林水産省は、改善報告の受理から改善状況の確認までの期間について、平成19年8月まではおおむね3か月で処理する方針であった。しかし、平成19年6月の食肉加工卸売会社の食肉偽装事件のように悪質性のある偽装行為が中小企業で行われたケースを踏まえて、当該方針を廃止している。

他方、農林水産省の平成18年度及び19年度の「生鮮食品の表示調査マニュアル（小売店舗用）」において、「啓発文書の施行後、原則1か月以内に確認調査を実施する」とされていることから、今回この処理方針を参考に、31日間以上を要した事案がどの程度あるか調査したものである。

(注2) 当省が抽出した任意調査684件には、広域事業者及び有機JAS関連

事業者に対するものが439件あり、さらに、これらの中には、自主申告を端緒として調査を行ったものが29件あった。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品表示監視業務の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者に対する監視・指導の透明性及び消費者の信頼性を確保する観点から、今後は、立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること。
- ② 任意調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者の疑義を解明するために当該県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整するとともに、国は都道府県を補完する観点から実施すること。
- ③ 疑義情報を把握した場合は、疑義が特定できないもの及び情報提供者の勘違いであることが容易に疑われるものを除いて、速やかに立入検査、任意調査等を実施すること。
- ④ 立入検査等で発見した不適正表示について、違反事業者からの改善報告の受理から改善確認調査の実施までの進行管理などの処理方針を設定し、その結果について点検する仕組みを設けること。

イ 巡回調査及び一般消費者等による監視

【制度の概要】

農林水産省は、食品の製造業者等による原産地の偽装表示等を背景とする消費者の食品表示への関心の高まりを受け、平成 15 年 7 月に食品表示の監視・指導部門を強化した。その一環として、農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の担当職員が日常的に、生鮮食品を販売している店舗等に赴き、品質表示基準等に基づく適切な表示が行われているか調査（以下「巡回調査」という。）を実施している。

農林水産省は、不適正表示の端緒を発見するだけでなく、不適正表示の抑止力を発揮する観点等から、都道府県と連携しつつ、品質表示基準に基づく表示の義務を負うすべての製造業者等を対象として、巡回調査を行っている。ただし、JAS 法には、巡回調査に関する規定が設けられておらず、前述の任意調査と同様、農林水産省設置法第 4 条第 5 号に掲げる所掌事務（日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。））として実施している。

巡回調査には、「一般調査」と「特別調査」がある。一般調査については、表示事項の欠落の有無や表示の齟齬^{そご}を目視により確認する「表示実施状況調査」と、品目の名称及び原産地の表示の根拠を容器若しくは包装、仕入伝票、送り状又は納品書等により確認する「真正性確認調査」を行うこととされている。一方、特別調査については、価格差等から偽装表示が行われる素地等がある品目を選定して、DNA 分析等の科学的手法を活用して品質表示基準が遵守されているかどうかを確認することとされている（注1）。農林水産省によると、都道府県には、国に比べて JAS 法に基づく表示の監視を担当する職員が少ないものもあり、一般調査や特別調査、さらには任意調査についても、農政局・事務所がこれらの都道府県と連携して実施している。

また、農林水産省は、毎年度、「巡回調査方針」において、農政局・事務所が、約 3 万 7,000 の小売店舗及び約 5,000 の中間流通業者に対して巡回調査を行うこととしている。

なお、一般調査、特別調査とも、広域事業者及び県域事業者を対象として実施している（注2）。

（注1） 「一般調査」は、年間を通じて恒常的に行われている。「特別調査」は、価格差等から偽装表示が行われる素地のあるもののほか、表示の真正性を科学的手法により確認できるもの、品質表示基準が改正された品目、表示に対する一般消費者の関心が高い品目等、その時々々の社会的関心事項等を基にタイムリーな特定の品目を選定し、かつ、調査期間を限定して、品質表示基準が遵守されているかどうか確認する。平成18年度及び19年度には、以下の特別調査を実施している。

- i) しいたけの表示に関する特別調査（平成18年11月1日から19年1月31日まで）
- ii) 平成18年産米穀の特別調査（平成19年1月4日から2月28日まで）
- iii) 平成19年産米穀等の特別調査（平成19年10月10日から12月31日まで）
- iv) アサリ、まつたけ等の表示に関する緊急特別調査（平成18年8月から20年3月まで）
- v) 牛肉及び牛肉加工品の原産地等の表示に関する緊急特別調査（平成18年8月から20年3月まで）

（注2） 都道府県知事の改善指示に従わない県域事業者に対する措置命令については、農林水産大臣の権限とされていたが、平成21年9月1日の消費者庁の設置に併せて、JAS法第23条第2項及びJAS法施行令第12条第1項第2号の規定に基づき、都道府県知事が行うこととなり、不適正表示に適切な措置を求める申出の受理から措置命令までを一貫して都道府県知事が実施することとされた（自治事務）。

【調査結果】

（7）一般調査の実績

今回調査した9農政局・事務所の平成18年度から20年度までの一般調査の実施状況をみると、調査対象機関別及び広域事業者（広域店舗）・県域事業者（県域店舗）別等の件数は、表4のとおり、合計では、各年度とも小売店舗が約1万3,000店舗、中間流通業者が約2,000店舗等となっている。また、県域店舗の実施率（調査実施店舗数に占める県域店舗数の割合）は低下してきている（平成18年度50.6%、19年度49.8%、20年度47.9%）。

表4 9農政局・事務所における一般調査の実績

(単位：店舗、%)

区分	調査対象 機関	北海道 農政事 務所	東北農 政局	東京農 政事務 所	北陸農 政局	東海農 政局	大阪農 政事務 所	広島農 政事務 所	香川農 政事務 所	福岡農 政事務 所	計
	平成18年度	広域店舗数	204	261	2,271	83	1,401	1,446	433	140	1,465
	小売	132	254	2,065	80	1,335	1,330	400	130	1,353	7,079
	中間	72	7	206	3	66	116	33	10	112	625
	実施率	(12.4)	(29.7)	(55.7)	(18.1)	(72.1)	(44.0)	(47.2)	(37.8)	(72.4)	(49.4)
	県域店舗数	1,439	617	1,807	375	543	1,841	485	230	558	7,895
	小売	1,278	505	1,394	322	321	1,558	399	188	477	6,442
	中間	161	112	413	53	222	283	86	42	81	1,453
	実施率	(87.6)	(70.3)	(44.3)	(81.9)	(27.9)	(56.0)	(52.8)	(62.2)	(27.6)	(50.6)
	計	1,643	878	4,078	458	1,944	3,287	918	370	2,023	15,599
	小売	1,410	759	3,459	402	1,656	2,888	799	318	1,830	13,521
	中間	233	119	619	56	288	399	119	52	193	2,078
19年度	広域店舗数	192	275	2,307	88	1,344	1,578	455	134	1,497	7,870
	小売	110	265	2,165	82	1,272	1,513	422	130	1,383	7,342
	中間	82	10	142	6	72	65	33	4	114	528
	実施率	(11.7)	(31.7)	(56.6)	(19.3)	(69.6)	(46.8)	(49.6)	(36.1)	(73.4)	(50.2)
	県域店舗数	1,451	593	1,769	368	587	1,791	463	237	542	7,801
	小売	1,299	484	1,292	318	370	1,449	377	189	463	6,241
	中間	152	109	477	50	217	342	86	48	79	1,560
	実施率	(88.3)	(68.3)	(43.4)	(80.7)	(30.4)	(53.2)	(50.4)	(63.9)	(26.6)	(49.8)
	計	1,643	868	4,076	456	1,931	3,369	918	371	2,039	15,671
	小売	1,409	749	3,457	400	1,642	2,962	799	319	1,846	13,583
	中間	234	119	619	56	289	407	119	52	193	2,088
20年度	広域店舗数	266	265	2,471	97	1,345	1,534	466	158	1,335	7,937
	小売	182	249	2,359	89	1,246	1,461	423	146	1,225	7,380
	中間	84	16	112	8	99	73	43	12	110	557
	実施率	(16.4)	(30.2)	(61.8)	(21.3)	(70.2)	(47.8)	(51.1)	(42.0)	(71.9)	(52.1)
	県域店舗数	1,358	613	1,527	358	570	1,672	446	218	523	7,285
	小売	1,238	504	1,096	311	393	1,386	376	177	444	5,925
	中間	120	109	431	47	177	286	70	41	79	1,360
	実施率	(83.6)	(69.8)	(38.2)	(78.7)	(29.8)	(52.2)	(48.9)	(58.0)	(28.1)	(47.9)
	計	1,624	878	3,998	455	1,915	3,206	912	376	1,858	15,222
	小売	1,420	753	3,455	400	1,639	2,847	799	323	1,669	13,305
	中間	204	125	543	55	276	359	113	53	189	1,917

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「小売」は、小売店舗を、「中間」は、中間流通業者を示す。

3 「実施率」は、各年度の一般調査を実施した店舗数に対する広域店舗数又は
県域店舗数の割合を示す。

(イ) 一般調査の実施状況

9農政局・事務所における平成18年度、19年度及び20年度（7月まで）の一般調査の実施状況を調査したところ、次の状況がみられた。

(表示の欠落)

- ① 表示の欠落を発見した場合の処理について、一般調査の小売店舗用のマニュアル（以下「一般調査マニュアル」という。）では、県域事業者を調査し、加工食品の表示の欠落を発見した場合には、農政局・事務所は、当該県域事業者を管轄する都道府県のJAS法担当部局に対し速やかに当該情報を提供することとされている。

しかし、平成19年度の一般調査で発見された加工食品の表示の欠落について、その発見から情報の提供までに5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えている（5農政局・事務所において表示の欠落が発見された店舗から抽出調査した26店舗のうち、22店舗（4農政局・事務所）など処理が速やかに行われていないものや、表示の欠落があった品目名が「生鮮食品の表示調査票（小売）」に記録されていないなど事務処理が適正に行われていないものがみられた。

(表示の欠落以外の不適正表示)

- ② 食品の不適正表示には、表示の欠落のほかに、誤表示や表示の根拠が不明なものなどがあり、これらについては、偽装表示につながるおそれがあると考えられる。

一般調査マニュアルでは、広域事業者において表示の欠落以外の不適正表示を発見した場合には、改善措置方針等の指示を受けるため、地方農政事務所は管轄の地方農政局へ、当該地方農政局は当該事業者が全国事業者の場合には、農林水産省本省へ速やかに報告することとされている。一方、県域事業者において表示の欠落以外の不適正表示を発見した場合には、当該事業者の所在地を管轄する都道府県へ、速やかにその情報を提供することとされている。

しかし、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に表示の欠落以外の不適正表示を一般調査で発見した広域事業者76件について、その処理状況を調査したところ、表示の欠落以外の不適正表示の発見後、地方農政局又は農林水産省本省への報告が速やかに行われていないものが10件（13.2%）みられた。

同様に、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に表示の欠落以外の不適正表示を一般調査で発見した県域事業者153件について、その処理状況を調査したところ、当該不適正表示の発見から都道府県への情報提供までの期間が5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものが93件（60.8%）みられた。

（真正性確認調査）

- ③ 9農政局・事務所は、平成20年4月から同年7月までの4か月間に、3,460の小売店舗において1万9,771品目、228の中間流通業者において6,206品目の真正性確認調査を実施している。一般調査マニュアルでは、小売店舗において真正性確認調査を実施するに当たり、
- i) 都道府県別品目として、毎月、農産物（米穀を除く。）、畜産物及び水産物について、それぞれ1品目を選定する、
 - ii) ブロック別品目として、毎月、農産物（米穀を除く。）、畜産物及び水産物から1品目を選定する、
 - iii) 調査対象店舗において、都道府県別品目及びブロック別品目が販売されていない場合には、一般調査業務担当者の判断により品目を選定し、必ず当該店舗で真正性確認調査を実施するとされている。

しかし、9農政局・事務所における真正性確認調査の実施状況をみるところ、都道府県別品目及びブロック別品目に代わる品目を選定せず当該調査を行っていないもの（東北農政局で190店舗のうち1店舗、北陸農政局で104店舗のうち1店舗、広島農政事務所で240店舗のうち16店舗）がみられた。

また、真正性確認調査により、不適正表示を確認した場合、又は表示の根拠に疑義が生じ、かつ、その不適正表示の原因が調査対象店舗以外の仕入先等に起因する場合若しくは帳票類が確認できなかった場合には、該当する品目の仕入先等に対し、速やかに調査を実施することとされている。

しかし、平成17年度の真正性確認調査において、当該仕入先等の

調査の実施が遅れたため、該当品目の在庫がなく表示の根拠を確認できなかったもの（北海道農政事務所で26店舗のうち23店舗）があった。

（調査の重複）

- ④ 農林水産省本省が各農政局・事務所に対し示している各年度の一般調査の方針では、i) 調査計画の策定に当たっては、効率的な調査となるよう努めること、ii) 都道府県の調査の対象店舗（事業者）と重複（特に短期間での重複）が生じないように、より一層の密接な都道府県との連絡調整を行うこととされている。

しかし、9農政局・事務所と都道府県のJAS法担当部局が共に調査を実施している7道府県について、重複して実施していないか調査したところ、3府県において、同一年度に農政局・事務所と府県とが二重に調査を実施している店舗がみられた（平成18年度で1万643店舗のうち44店舗、19年度で1万727店舗のうち62店舗でそれぞれ重複）。

（県域事業者に対する指導）

- ⑤ 県域事業者に対するJAS法第19条の13第1項若しくは第2項の規定に基づく表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示（同法第19条の14第1項）は、同法第23条第2項及びJAS法施行令第12条第1項第1号の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている。このため、農林水産省本省が作成した「食品表示の小売店舗等調査に係る都道府県との調整マニュアル」では、「JAS法に基づく県域事業者に対する指示、公表の権限は、県知事に属することから、情報提供後の取扱いについては、当該県の判断にゆだねる」とされている。

しかし、9農政局・事務所において、県域事業者で不適正表示を発見した場合の対応について、都道府県との協議の結果、当該都道府県から要請を受けたとして、県域事業者と確認書を取り交わして指導し

ているもの（北海道農政事務所）、所長名義、所長と都道府県の担当課長の連名、又は担当者名義の啓發文書を県域事業者に発出し、又は手交しているもの（9農政局・事務所）、表示違反がみられた事業者に対し、その後の改善状況の確認調査を実施しているもの（7農政局・事務所）がみられた。

- ⑥ JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は、都道府県の事務とされており、国と都道府県の役割分担及び責任の所在を明確にする必要がある。

当省が平成15年1月に行った「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」に対して農林水産省が採った改善措置の報告（平成17年1月20日）では、「平成16年度食品表示店頭調査に係る都道府県との調整マニュアル」（平成16年2月）及び「平成16年度生鮮食品の表示調査マニュアル」（平成16年3月）を定め、調査対象事業者の選定に当たっては、i）原則として、広域業者については国、都道府県内業者については該当都道府県が調査を実施すること、ii）調査対象とする事業者の選定に当たっては国が調査対象とする店舗リストを作成の上、都道府県との重複等を排除するための調整を行うこととしている。」とされている。

また、9農政局・事務所は、上記(ア)の「一般調査の実績」のとおり、平成18年度から20年度までの各年度とも、小売店舗約1万3,000店舗及び中間流通業者約2,000店舗について一般調査を実施している。その約半数は、県域事業者（県域店舗）に対するものとなっており、「食品表示の小売店舗等調査に係る都道府県との調整マニュアル」に基づき、調査店舗名簿（広域・県域事業者を含む。）を前年度の3月ごろ、都道府県に提示し、調査店舗の調整を図っている。

しかし、上記⑤のとおり、県域事業者で不適正表示を発見した場合には、9農政局・事務所のすべてが当該県域事業者に対して指導を行っており、5農政局・事務所は、指導に関する事前調整等（農政局・事務所が県域事業者に対して指導を行う不適正表示の種類、指導の方

法、都道府県への連絡方法等) について文書で明確にしていない。これらについては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整する必要があると考えられる。

(調査対象店舗の正確な把握、適切な配分)

- ⑦ 農林水産省本省は、一般調査の対象店舗数について、「基礎資料となる統計資料として、平成 16 年商業統計を用い、おおむね全業者の 1 割程度を目途に調査計画を策定している」としており、毎年度、農政局・事務所ごとに、生鮮食品の小売店舗約 3 万 7,000、生鮮食品の中間流通業者約 5,000 を配分している。

農林水産省本省から調査対象店舗数を指示された農政局・事務所は、食品事業者等の名称・住所等をあらかじめ把握している調査対象店舗名簿（以下「マスター名簿」という。）の中から当該年度の配分に見合う事業者を選定し、それらに対し一般調査を行っている。

今回、9 農政局・事務所の表示・規格課、地域課等の 18 課（以下「調査対象 18 課」という。）における調査対象店舗数の配分と調査実績、マスター名簿の整備状況等について調査した結果、次の状況がみられた。

- i) 一般調査の対象店舗はマスター名簿から選定されており、一般調査を適正に実施するためには、当該名簿を適時適切に整備することが重要である。

しかし、マスター名簿のメンテナンスの状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ・ 9 農政局・事務所は、新聞広告、チラシ、インターネット、一般調査の途上等において、新規開店した又は廃業した調査対象店舗の情報を入手した場合、逐次、マスター名簿のメンテナンスを行うとしている。

しかし、当省が、把握漏れとなっている調査対象店舗がないかインターネット等で調べた情報を基に、9 農政局・事務所のマスター名簿のメンテナンスの状況を検証したところ、1 事務所にお

いて8広域事業者の把握漏れ、7農政局・事務所において38広域事業者の把握漏れがみられた。

- ・ マスター名簿に記載された店舗が何を取り扱っているか不明であるなど、記載の不備なもの（2農政局・事務所）がみられた。また、マスター名簿に基づく対象店舗の選定状況を調査した結果、次の状況がみられた。
- ・ 一般調査マニュアルの選定基準どおりに選定されていないなど、不適正な選定を行っているもの（2農政局・事務所）がみられた。
- ・ コンビニエンスストア及びドラッグストア（以下「コンビニ等」という。）については、近年、米、卵等を中心として生鮮食品を取り扱うものが増加していることから、生鮮食品の取扱いの多いコンビニ等を調査対象店舗としている。

しかし、9農政局・事務所における平成18年度から20年度までの一般調査におけるコンビニ等の選定状況をみたところ、表5のとおり、コンビニ等の取扱いが区々となっている状況がみられた。

表5 コンビニ等の調査対象店舗としての取扱いが区々となっている例

区 分	内 容
i) 平成20年度からコンビニ等を一般調査の選定対象店舗としているが、同じ農政局・事務所であるにもかかわらず地域課によってコンビニ等の選定が区々	(北海道農政事務所) ・ 選定している地域課：第二課、第三課、第四課、第五課、第七課及び第九課 ・ 選定していない地域課：第一課、第六課、第八課、第十課及び第十一課 (北陸農政局) ・ 選定している地域課：第一課 ・ 選定していない地域課：第二課及び第三課
ii) 農政局・事務所によって、コンビニ等の選定方針が区々	・ これまで調査を実施していないコンビニ等（県域店舗）を優先して選定しているもの（東北農政局） ・ 生鮮食品の取扱いの多いコンビニ等を選定しているもの（東京農政事務所） ・ 同じような商品を置いているとして、同一系列店の一部のみを選定しているもの（東海農政局）
iii) 農政局・事務所によって、広域店舗と県域店舗の分類方法が区々	・ 直営のコンビニ等を広域店舗とし、フランチャイズを県域店舗と整理しているもの（東北農政局、東京農政事務所） ・ 一律に県域店舗として整理しているもの（北陸農政局）
iv) 調査対象店舗として把握しているコンビニ等について、その大半が広域・県域の判別が行われておらず、ほとんど選定されていないもの	・ 表示・規格課が把握済みのコンビニ等593店舗のうち、広域・県域の判別が行われていないものは586店舗（98.8%）で、平成20年度の調査計画は2店舗のみ。また、地域第二課が把握済みの142店舗のうち、広域・県域の判別が行われていないものは90店舗（63.4%）で、平成20年度の調査計画は14店舗のみ（広島農政事務所）

(注) 当省の調査結果による。

ii) 農林水産省の平成20年度政策の実績評価書によると、一般調査における名称の不適正表示率（名称の不適正表示のあった小売店舗の割合）について、「この調査は、全国に存在している店舗を調査対象とするものであり、単年度で全国全ての店舗を調査するのではなく、約10年で全ての店舗を網羅することとしている。」と記されている。

しかし、調査対象18課について、当該課のマスター名簿の店舗数を平成20年度の調査実施店舗数で除した数を算出し、これを総店舗数を網羅するのに要する年数（以下「巡回年数」という。）とみなし、これを比較してみると、表6のとおりとなっており、ばらつきがみられる。これは、マスター名簿が十分整備されておらず把握漏れとなっている調査対象店舗が存在することに加え、農林水産省本省の配分数が農政局・事務所ごとの実際の店舗数及び実施体制

を考慮せず、毎年度同数を配分していることが原因であると考えられる。

表6 調査対象 18 課の巡回年数別内訳

巡回年数	課 数	該当農政局・事務所の課名
3 年未満	3 課	大阪農政事務所地域第一課 香川農政事務所表示・規格課及び地域第一課
6 年未満	6 課	東京農政事務所表示・規格課及び地域課 北陸農政局地域第一課及び第三課 大阪農政事務所表示・規格課 広島農政事務所地域第二課
10 年未満	7 課	北海道農政事務所地域第二課 東北農政局地域第二課 東海農政局地域第一課及び第三課 広島農政事務所表示・規格課 福岡農政事務所表示・規格課及び地域第一課
10 年以上	2 課	北海道農政事務所地域第一課 東北農政局地域第一課
計	18 課	

(注) 当省の調査結果による。

また、これらのうち、広域事業者の巡回年数をみると、14 課の巡回年が2年以内となっており、上記の政策の実績評価書に記載されている「約 10 年で全ての店舗を網羅する」という考え方と実態との間にかい離がみられる。

これは、一般調査マニュアルにおいて、毎年「広域事業者の店舗にあっては、過去における本調査の実施状況にかかわらず、すべて対象とする」とされていることに原因がある。

なお、調査対象 18 課がマスター名簿で把握している調査対象店舗数全体に占める広域店舗数の割合は 15.2%にすぎない。

(ウ) 不適正表示率の分析

農林水産省の平成 20 年度政策の実績評価書では、一般調査の結果による不適正表示率について、「平成 16 年度から平成 20 年度（中間値）までの不適正表示は、（中略）低下傾向にあり、平成 20 年度の中間値でも不適正表示率が改善している。また、本調査は、平成 25 年度までの約 10 年ですべての店舗を網羅することとしており、単純に前年度と比較して

評価することは不適切であるが、平成 17 年度以降は、調査対象となった店舗等の不適正表示率が 15%未満と平成 20 年度の目標 20.0%を下回っていることから、これまでの取組が一定の成果を上げていると考えられる。」とされ、平成 16 年度以降の不適正表示率を、16 年度 20.0%、17 年度 14.8%、18 年度 10.9%、19 年度 10.5%、20 年度 9.7%（中間値）としている。

農林水産省は、一般調査の表示実施状況調査において、当該調査を実施した生鮮食品のうち、表示の欠落がなく適正に表示されていたものの割合（以下「適正表示率」という。）を、A 区分（適正表示率 100%）、B 区分（同 80%から 99%まで）、C 区分（同 40%から 79%まで）、D 区分（同 40%未満）及び E 区分（同 0%）の 5 段階に分類し、広域事業者に対してはこれらの分類に応じた指導を行うこととしている。また、県域事業者に対しては、当該事業者を管轄する都道府県の J A S 法担当部局に対しその情報を提供することとしている。

そこで、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に実施した一般調査（米穀を除く。）の適正表示率を調査したところ、表 7 のとおり、全体では 2 か年とも 80%を超えている。

また、B 区分（適正表示率 80%から 99%まで）については、その比率に 19%の幅がある。B 区分に該当する広域事業者について、平成 18 年度は 228 店舗から 69 店舗を、19 年度は 386 店舗から 88 店舗をそれぞれ抽出し、その平均適正表示率をみたところ、18 年度 95.4%、19 年度 95.3%と、いずれも高い率となっている。

表7 9農政局・事務所における一般調査（米穀を除く。）による表示の欠落状況

(単位:店、%)

年度等			区分		欠落なし					欠落あり	
			A区分	B区分	C区分	D区分	E区分	計	欠落 発見率		
			表示率 100%	表示率 80~99%	表示率 40~79%	表示率 40%未満	表示率 0%				
平成 18 年度	広域	店舗数	6,421	228	5	0	0	6,654	(3.5)		
		割合	(96.5)	(3.4)	(0.1)	(0.0)	(0.0)				
	県域	店舗数	4,471	1,258	464	63	28	6,284	(28.9)		
		割合	(71.1)	(20.0)	(7.4)	(1.0)	(0.4)				
	計	店舗数	10,892	1,486	469	63	28	12,938	(15.8)		
		割合	(84.2)	(11.5)	(3.6)	(0.5)	(0.2)				
19 年度	広域	店舗数	6,587	386	5	1	0	6,979	(5.6)		
		割合	(94.4)	(5.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)				
	県域	店舗数	4,258	1,494	311	75	25	6,163	(30.9)		
		割合	(69.1)	(24.2)	(5.0)	(1.2)	(0.4)				
	計	店舗数	10,845	1,880	316	76	25	13,142	(17.5)		
		割合	(82.5)	(14.3)	(2.4)	(0.6)	(0.2)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「欠落発見率」は、各年度の一般調査の実施店舗数に占める表示の欠落が発見された店舗数の割合を示す。

一方、「欠落発見率」（各年度の一般調査の実施店舗数に占める表示の欠落が発見された店舗数の割合）をみると、表7のとおり全体では、平成18年度15.8%、19年度17.5%となっており、2か年とも農林水産省の20年度の目標20.0%（注）を達成している。これを広域事業者・県域事業者別にみると、広域事業者については、平成18年度3.5%、19年度5.6%と既に25年度の目標15%を大幅に下回っているものの、県域事業者については、18年度28.9%、19年度30.9%と、同省の20年度の目標20.0%を達成していない。

(注) 農林水産省の目標は、名称の不適正表示のあった小売店舗の割合であるが、当省の欠落発見率は、名称、原産地及び栽培方法（平成19年度のみ）の欠落のあった店舗の割合である。

このように、農林水産省の政策の実績評価や各年度の一般調査の結果をみると、広域事業者及び県域事業者別の不適正表示率やB区分の詳細について分析を行っていないなど、一般調査の実施による食品表示の遵守に係る効果について十分な検証が行われていない。

(I) 一般消費者（食品表示ウォッチャー）等による食品表示の監視

a 食品表示ウォッチャー

農林水産省の「平成 19 年度食料・農業・農村の動向」によると、「食品表示に対しては、行政による監視・指導と、消費者による監視が行われている。（中略）消費者による監視は、食品表示ウォッチャー、食品表示 110 番として行われている。」とされており、食品表示ウォッチャーによる日常的なモニタリングは、食品表示に対する監視の大きな柱の一つに位置付けられている。このことから、食品表示ウォッチャー活動の一層の充実・強化を図ることが、食品表示の適正化に資するものと考えられる。

食品表示ウォッチャーは、行政から委嘱を受けた一般消費者が、日常の買い物を通じて、表示の欠落や齟齬^{そご}など不適正な食品表示を確認した場合に、関係機関に情報を提供する仕組みであり、平成 19 年度は約 5,000 人（注）が委嘱されている。

（注） 農林水産省は、平成 14 年度から「食品表示ウォッチャー」を設置しており、これを「中央ウォッチャー」と呼んでいる（平成 19 年度は約 1,000 人）。一方、都道府県等の中においても独自に食品表示ウォッチャーを設置しているものがあり、「地方ウォッチャー」と呼ばれている（平成 19 年度は約 4,000 人）。

食品表示ウォッチャーには、JAS 法に基づく立入検査権限を付与されていない。このため、モニタリングの際に、店内の写真撮影、伝票や納品書の閲覧を店舗に求めることは禁止されている。

なお、農林水産省は、中央ウォッチャーの委嘱等に係る業務の運営を、平成 19 年度から外部委託している。

今回、中央ウォッチャーの運営・活動状況について調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 中央ウォッチャーが日常のモニタリング活動を通じて、不適正な表示を見付けたときは、農政局・事務所又はセンター（注）へ速やかにその情報を提供することとされており、平成 19 年 9 月から 20 年 2 月までの間に 432 件提供されている。

農政局・事務所及びセンターは、必要に応じて、該当する販売業者等を調査し、広域事業者において不適正表示を確認した場合は、改善指導を行うこととされている。

(注) 中央ウォッチャーから情報の提供を受けたセンターは、広域事業者（全国事業者）に係る案件は農林水産省本省へ、広域事業者（ブロック事業者）及び広域事業者に係る案件は、当該事業者の所在地を管轄する地方農政局及び地域センター（本部横浜事務所を含む。）に当該情報を回付している。

また、中央ウォッチャーが広域事業者に係る不適正表示を見付け、地方農政局等がその情報の提供を受けた場合は、当該事業者を管轄する都道府県のJAS法担当部局にその情報を連絡することとされている。このことから、中央ウォッチャーの活動は年間を通じ恒常的に行われることが重要であると考えられる。

しかし、外部委託を開始した平成19年度以降の中央ウォッチャーの委嘱期間をみると、予算の成立後に委託先を決定し中央ウォッチャーの食品表示に関する研修を実施することから、19年度及び20年度のいずれも7か月弱となっており、中央ウォッチャーの年間を通じた恒常的な監視活動が行われていない。一方、今回調査した9都道府県（北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）のうち、7都府県（宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、香川県及び福岡県）において、地方ウォッチャーを設置している。これらのうち、東京都では、年間を通じて地方ウォッチャーの委嘱を行っている。

- ② 中央ウォッチャーは、居住地の近隣の食品販売店において食品の表示状況を日常的にモニタリングし、その結果を毎月運営主体（農林水産省が中央ウォッチャーの委嘱等に係る業務を委託した事業者）に定期的に報告することとされている。

中央ウォッチャーから平成19年度の定期報告を受けている運営主体（社団法人日本農林規格協会）は、「中央ウォッチャーがモニ

タリングの結果、不適正な表示を確認した場合には、その都度、関係機関に情報提供するようお願いしている。」と説明している。

今回、平成19年9月から20年2月までの間における中央ウォッチャーからの定期報告を調査したところ、2,099店舗について表示の欠落があったと運営主体に報告されている。

しかし、これらの情報と、同一期間内に中央ウォッチャーが農政局・事務所又はセンターに提供した上記①の情報432件とを比べると、1,667件の差がある。中央ウォッチャーが日常のモニタリング活動で発見した不適正表示の情報については、集計データとして取り扱われるにとどまっており、関係機関に速やかに提供されていない状況がうかがわれる。

b 表示実施状況調査のアウトソーシング

一般調査のうちの小売店舗に対する表示実施状況調査は、店頭での目視による調査であるため、食品表示ウォッチャー及びアウトソーシングによる実施が可能と考えられる。

ちなみに、今回調査した石川県は、毎年、県内の約300店舗（県域事業者）を抽出して巡回調査を実施している。これらのうち小売店舗（約200店舗）の調査は、県内の消費者団体に委託しており、一般消費者に対し店頭での販売を行っていない中間流通業者（約100店舗）については、石川県が直接調査を実施している。

(オ) センターによる食品表示の監視

センターは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図ること等を目的としている。

また、センターは、その中期目標（期間：平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間）において、「食品表示の監視業務については、

DNA 解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を毎事業年度 6,000 件以上」行うこととしている。

今回、センターが平成 18 年度及び 19 年度に実施した科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査の実績をみると、18 年度は 6,067 品目を検査し 533 品目（8.8%）で、また、19 年度は 6,055 品目を検査し 523 品目（8.6%）で、それぞれ表示の不適正及びその疑いを発見している（2 か年の合計は 1,056 件）。

センターは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号）第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき検査を実施し、表示の不適正及びその疑いを発見した場合、同項第 5 号の規定に基づき、指導を行うこととされており、平成 18 年度及び 19 年度に表示の不適正及びその疑いが認められた上記 1,056 件のうち 730 件について文書による指導を行っている。

また、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適正表示の事案については、同省に報告することとされている。

なお、埼玉県では、食品の不正表示や偽装表示が相次ぎ、食品の安全性や表示に対する消費者の関心が高まってきたことから、悪質な産地偽装、品質表示基準の違反などを防止するため、平成 21 年度から DNA 鑑定を活用して食品表示と内容物が一致しているかを調査し、食品表示に疑いが発生した場合には、関係事業者に立ち入り、その結果を品目ごとに公表する食品表示不正防止対策を実施している。センターにおいても、上記のとおり、DNA 解析技術等の食品表示の真正性の検査を実施しているところであり、農林水産省において、今後、当該検査を活用した監視活動を強化することが、偽装表示の抑止力の向上の観点から重要であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、監視業務の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般調査で発見した不適正表示の処理の遅れや不適切な事務処理につ

いて、点検する仕組みを設けること。

② 巡回調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整するとともに、国は都道府県を補完する観点から実施すること。その際、国と都道府県で調査が重複しないように行うこと。

③ 一般調査を適切に実施する手段として、調査対象店舗名簿を適時適切に整備すること。

また、農政局・事務所に対する調査対象店舗数の配分は、実際の店舗数及び実施体制も考慮すること。

④ 小売店舗の表示実施状況調査については、最近の適正表示率の向上を踏まえ、食品表示ウォッチャーの活用を推進し、アウトソーシングの活用を検討するとともに、農政局・事務所は、中間流通業者を中心に調査を実施すること。

その際、現在の食品表示ウォッチャーが年間を通じた監視活動が行えるよう、運営方法を見直すこと。また、食品表示ウォッチャーによる関係機関への情報提供の徹底を図ること。

⑤ 偽装表示の抑止力を高めるため、真正性確認調査及びDNA検査等の科学的手法を用いた検査を活用した監視活動の強化を図ること。

(2) 食品衛生法に基づく監視業務

【制度の概要】

BSE問題や偽装表示問題など、相次ぐ食品に関する事件・事故を契機として、食品の安全に対する国民の不安や不信が高まる中、食品の安全の確保のための施策を充実させ、国民の健康の保護を図ることが喫緊の課題となっていた。このため、食品流通の広域化等に伴う多様な食品の安全問題に対応するため、平成15年5月、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部が改正され、国の統一的な考え方に基づきつつ、地域の実情も踏まえた食品の安全性対策を推進するための仕組みが構築された。

また、平成21年9月1日の消費者庁の設置に伴い、食品衛生法第19条に定める食品、添加物等に係る表示基準（期限表示を含む。以下「食品表示基準」という。）の設定、同法第28条第1項の規定に基づく表示に関する立入検査及び収去検査その他の食品表示に関する事務については、厚生労働省から消費者庁に移管された。同法に基づく立入検査及び行政指導は都道府県等が行い、必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施することとされた。

食品衛生法第22条第1項において、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下項目1(2)、2及び3(1)において同じ。）が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下項目1(2)、2及び3(1)において「監視指導」という。）の実施に関する指針（注1）を定めるものとしてされており、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号、平成21年消費者庁・厚生労働省告示第1号により一部改正。以下「指針」という。）が定められている。指針では、「監視指導に係る厚生労働省、消費者庁及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方」として、国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導等は基本的に都道府県等が実施し、一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導等を実施することとされている（注2）。

（注1） 当該指針の策定については、消費者庁の設置に伴い、同庁と厚生労働省の共管と

なった。

食品衛生法第 24 条第 1 項において、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下項目 1 (2)において「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならないとされており（注 2）、都道府県等において、同計画に基づき監視指導を行っている。また、同法第 28 条第 1 項では、都道府県知事等は、必要があると認めるときは、その職員に、営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物等が無償で収去させることができるとされている。この立入検査及び収去検査は、同法第 30 条第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等が任命した食品衛生監視員が行っている（注 3）。

（注 2） 食品衛生法第 22 条（食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針）及び第 24 条（都道府県等食品衛生監視指導計画）の規定は、平成 15 年の食品衛生法の一部改正により新設されたものである。

（注 3） 食品衛生法第 28 条第 1 項（立入検査及び収去検査）及び第 30 条第 2 項（監視指導）の規定に基づく事務は、第一号法定受託事務とされている（第 69 条第 1 項及び第 2 項）。

【調査結果】

今回調査した北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、札幌市、仙台市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び世田谷区（以下項目 1 (2)及び 2 において「18 都道府県等」という。）における平成 18 年度及び 19 年度の食品表示監視業務の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

（都道府県等食品衛生監視指導計画の記載状況）

① 指針では、重点的に監視指導を実施すべき項目（以下「重点監視指導項

目」という。)として、i) 食品表示基準についての適合を確認し、その遵守の徹底を求めること、ii) アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底を行うこと、iii) 監視指導の実施体制に関する事項として、食品表示行政における連携を確保するため、消費者庁及びその他の関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施することなどを都道府県等食品衛生監視指導計画に記載することとされている。

また、厚生労働省は、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明したことから、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」（平成19年1月31日付け食安発第0131002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「広域流通食品衛生管理通知」という。）を都道府県知事等に発出し、同様の事例の再発防止に努めることを求めている。

広域流通食品衛生管理通知では、具体的な対応として、i) 科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無の確認、ii) 製品の期限設定の一覧とその根拠の備付けの状況の確認を重点監視指導項目として実施することを求めている。

しかし、18都道府県等の「平成20年度都道府県等食品衛生監視指導計画」について、指針等で示された事項の記載状況を調査したところ、

- i) 指針で示された「アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底」について記載していないもの（4県市）、
 - ii) 広域流通食品衛生管理通知で示された「科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無の確認」について記載していないもの（4県市）、
 - iii) 広域流通食品衛生管理通知で示された「製品の期限設定の一覧とその根拠の備付けの状況の確認」について記載していないもの（広島県以外の17都道府県市区）、
- など、指針等に沿った確認事項の記載がない状況がみられた。

以上の状況を踏まえると、指針等で示された食品表示に関する重点監視

指導項目の内容が実施されるよう、都道府県等に助言することが重要であると考えられる。

(違反を発見した場合の対応方針)

- ② 指針では、「違反を発見した場合の対応」として「違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う」ことなどとされている。また、厚生労働省は、都道府県等に対し、食品、添加物等の夏期・年末一斉取締り実施要領(注)により、違反業者等の改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うことなどの「処分等」の対応方針を示している。

(注) 厚生労働省は、積極的に食品衛生の確保を図るため、食中毒等の食品による事故が多発する夏期と多種類の食品が短期間に大量に流通する年末に、指針に基づき、都道府県等に対し一斉取締りの実施を通知している。

平成 18 年度及び 19 年度に発出された通知は、次のとおりである。

- ・ 「平成 18 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(平成 18 年 6 月 23 日付け食安発第 0623004 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 18 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 18 年 11 月 17 日付け食安発第 1117001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 19 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(平成 19 年 6 月 14 日付け食安発第 0614001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 19 年 11 月 16 日付け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

食品表示基準の違反は、直接健康被害に結び付く可能性が低いとの認識から、軽微な違反として取り扱われることが多いが、その確実な改善を図るためには、指針や厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領で示された「違反を発見した場合の対応方針」等を都道府県等食品衛生監視指導計画等に明記するとともに、そのことを適正に実施することが重要であると考えられる。

しかし、18 都道府県等の都道府県等食品衛生監視指導計画、夏期・年末一斉取締り実施要領及び行政処分等事務取扱要領等における「違反を発見

した場合の対応方針」等の記載状況を調査したところ、i) 違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の違反については書面により改善指導を行うことを明記していないもの(4都県市)、ii) 改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うことを明記していないもの(15都道府県市区)がみられた。

(検査品目数等の記録)

- ③ 18都道府県等の夏期・年末一斉取締り実施要領等では、食品衛生監視員が食品製造・販売施設において立入検査をする食品の種類についての大まかな方針は示されているものの、検査時にどれくらいの品目数等をチェックするかについては示されていないため、食品衛生監視員が自らこれを判断している。

一方、立入検査を行った食品製造・販売施設において、「どのような観点から、どのような食品を何品目チェックし、その結果、どのような食品表示基準の違反が発見されたのか」について記録し、その結果に基づき品目ごとの違反率を検証することは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられる。

しかし、18都道府県等における立入検査の記録等を調査したところ、食品種類別の検査品目数及び違反品目数を記録し、食品種類別の違反率(違反品目数/検査品目数)の算出による分析を行っていたのは東京都及び大阪府のみとなっており、16道県市区においては検査品目数が記録されていないため、品目ごとの違反率が検証できない状況となっている。

なお、東京都が作成している「表示検査票」及び大阪府が作成している「現場での食品の表示・保存基準等検査結果報告表」は、立入検査時にチェックした食品種類別の品目数及び違反品目数を簡易に記録できるものとなっている。

(改善確認の実施状況)

- ④ 平成18年度及び19年度に18都道府県等が行った立入検査の延べ施設数は、表8のとおり、18年度117万7,879施設、19年度119万5,968施設と

なっている。また、立入検査による食品表示基準違反の発見施設数は、夏期の一斉取締り分が平成 18 年度 662 施設、19 年度 771 施設、年末の一斉取締り分が、18 年度 645 施設、19 年度 784 施設となっている。

表 8 18 都道府県等における立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数

(単位：施設)

調査対象機関	区分	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
		平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
9 都道府県		687,363	712,109	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	166,319	167,108	452	505
	(うち年末一斉取締り分)	100,940	92,926	315	447
9 市区		490,516	483,859	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	93,996	87,312	210	266
	(うち年末一斉取締り分)	70,792	78,186	330	337
18 都道府県等の合計		1,177,879	1,195,968	—	—
	(うち夏期一斉取締り分)	260,315	254,420	662	771
	(うち年末一斉取締り分)	171,732	171,112	645	784

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「食品表示基準違反の発見施設数」は、年間実績を集計していない都道府県等が少なからずみられたことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏期一斉取締り分」及び「年末一斉取締り分」のみ計上した。
- 3 上記の「18 都道府県等の立入検査の延べ施設数」を食品衛生監視員数で除し、一人当たりの施設数をみると、932.9 施設 (1,195,968 施設 (平成 19 年度) ÷ 1,282 人 (平成 20 年 8 月 1 日現在)) となっている。

立入検査で発見した食品表示基準の違反等について改善指導を行った場合は、当該違反の確実な改善及び再発防止を図るため、その後の改善状況を確認することが重要と考えられる。

当省が平成 15 年 1 月に行った「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」では、「厚生労働省は、都道府県、政令市等に対し、検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録を適切に行うよう助言すること。」としている。これを受けて、厚生労働省は、「平成 15 年 2 月の全国食品衛生関係主管課長会議等において、都道府県等に対し勧告内容を周知するとともに、「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」(平成 15 年 2 月 6 日付け医薬局食品保健部企画課事務連絡)において、

検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録の適正化を図るために適切な対応を行うよう要請」した。

また、厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領では、「処分等」の項目において、「改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うこと」としている。

しかし、平成 18 年度及び 19 年度に大阪市及び福岡市を除く 16 都道府県市区が立入検査で発見した食品表示基準の違反等から抽出した 1,498 件について、食品事業者の店舗等に赴いて表示違反等が改善されたか確認すること（以下項目 1 (2)において「改善の現地確認」という。）等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

i) 食品表示基準違反等に係る食品事業者から改善報告を受理した 379 件について、その後の改善の現地確認の実施状況を調査したところ、当該確認を行ったものは 40 件（10.6%）と低調な状況となっており、339 件（89.4%）は当該確認を行っていない（北海道 30 件、宮城県 10 件、東京都 51 件、石川県 2 件、愛知県 24 件、大阪府 17 件、香川県 6 件、福岡県 11 件、札幌市 18 件、仙台市 131 件、名古屋市 30 件、広島市 4 件、高松市 4 件、世田谷区 1 件）。

また、改善の現地確認を行ったものについて、改善報告を受理してから当該確認を行うまでの期間を調査したところ、31 日間以上を要しているものが 1 件（2.5%）みられた。

ii) 改善報告（始末書を含む。）を受理していない 683 件（立入検査時に即時改善したものを除く。）について、改善の現地確認の実施状況を調査したところ、当該確認を行ったものが 197 件（28.8%）、当該確認を行っていない又は当該確認の記録がないものが 486 件（71.2%。内訳は、東京都 46 件、愛知県 1 件、大阪府 65 件、香川県 28 件、福岡県 36 件、札幌市 46 件、仙台市 40 件、金沢市 48 件、名古屋市 131 件、広島市 1 件、高松市 39 件、世田谷区 5 件）みられた。

また、改善の現地確認を行ったものについて、違反等の発見から当該確認を行うまでの期間を調査したところ、31 日間以上を要しているものが 80 件（40.6%）みられた。

上記 i) 及び ii) の 31 日間以上を要している計 81 件について、その理由を調査したところ、「次回の立入検査時に改善確認を行うこととしている」など、合理的な理由がなく、速やかな改善の現地確認が行われていないものがみられた。

(改善指導の実施状況)

- ⑤ 立入検査で食品表示基準の違反等を発見した場合、違反内容、指導内容等の記録を行い、当該事業者に対して適切な監視指導を行うことは、検査の信頼性の確保及び食品表示基準違反等の防止を図る上で重要であると考えられる。

今回、大阪市及び福岡市を除く 16 都道府県等が平成 18 年度及び 19 年度に立入検査により発見した食品表示基準の違反等から 1,498 件、収去検査で発見した食品表示基準の違反等から 302 件、計 1,800 件を抽出し、これらに係る改善指導の実施状況を調査し、また、東京都の 1 保健所 89 件及び石川県の 1 保健所 46 件、計 135 件の食品表示基準の違反等に係る改善指導の実施状況をそれぞれ調査したところ、

- i) 立入検査結果の記録を残していない、又は、具体的な違反内容、指導内容等を記録していないもの（3 都道市 98 件）、
- ii) 立入検査で発見した食品表示基準違反に対する指導後の改善の現地確認の記録を残していないもの（8 都道県市区 307 件）、
- iii) 同一事業者が違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭による指導を行っているため、改善に長期間を要しているなど適切な改善措置が採られていないもの（2 道市 8 件）

など、食品表示基準の違反等の事業者に対する 10 都道府県市区の事務処理又は措置に不適切な状況がみられた。

(通報案件の処理状況)

- ⑥ 厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領では、違反食品の製造所の所在地が他の都道府県等にある場合には、直ちに当該都道府県等にその調査結果及び措置を通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にし

て対応することとされている。また、指針では、食品表示に係る監視指導等については、JAS法を所管する関係行政機関との間で違反情報を相互に提供することとされている。

今回、18都道府県等について、食品表示基準違反に係る通報案件の処理状況を調査（注）したところ、

- i) 立入検査で、他の都道府県等が管轄する事業者が原因となる食品表示基準違反を発見したが、当該都道府県等に通報していない、又は速やかに通報していないなど、通報案件の処理が不適切なもの（3県市区3件）、
 - ii) 他の都道府県等から食品表示基準違反に係る通報を受け付けたものの、当該違反に係る事業者の所在地を管轄する保健所への連絡が遅れたことなどから、立入検査の着手が遅延しているもの（北海道3件）、
 - iii) 立入検査でJAS法違反を発見したが、都道府県のJAS法担当部局に対しその情報の提供を行っていないもの（北海道4件）
- など、通報案件の処理が不適切な状況がみられた。

（注） 立入検査により発見した食品表示基準違反等のうち、上記事例の母数となる他の都道府県等に対する通報案件の件数は調査していない。

【所見】

したがって、消費者庁は、不適正表示の確実な改善及び再発防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 指針等で示された食品表示に関する重点監視指導項目の内容が実施されるよう、都道府県等に助言すること。また、立入検査で食品表示基準違反等が発見した場合の対応方針を、夏期・年末の一斉取締り実施要領等に明記するとともに、その確実な実施について都道府県等に対して助言すること。その際、消費者庁は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。
- ② 立入検査でチェックした品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うことについて、都道府県等を指導すること。

- ③ 違反事業者からの改善報告の受理後及び食品表示基準違反等の発見後において、改善の現地確認を確実に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう、都道府県等に対して指導し、その結果について確認・点検を実施すること。
- ④ 立入検査で発見した食品表示基準違反等に関する事務処理・措置及び他の都道府県等が所管する事業者の食品表示基準の違反の通報に関する事務処理を適切に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう、都道府県等に対して指導し、その結果について確認・点検を実施すること。

(3) 景品表示法に基づく監視業務

【制度の概要】

平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁の設置に伴い、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）が公正取引委員会から消費者庁に移管された（注）。

なお、景品表示法違反に関する情報については、従来どおり、全国 7 か所の公正取引委員会の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室でも受け付けている。

（注） 景品表示法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の特例法として制定されたが、消費者庁への移管に伴い、一般法となった。また、景品表示法第 1 条（目的）も、「公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護すること」から、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」に改められた。さらに、同法第 6 条に規定されている不当表示を行った事業者に対する「排除命令」は、「措置命令」に名称が変更された。

景品表示法では、一般消費者の利益を保護するため、事業者が自己の供給する商品又は役務（サービス）の取引において、一般消費者に対し、品質、規格その他の内容に係る優良誤認表示、価格その他の取引条件に係る有利誤認表示及び内閣総理大臣が指定する不当表示（以下これらを総称して単に「不当表示」という。）を行うことを禁止している（第 4 条第 1 項）。

不当表示の内容は、表 9 のとおりである。

表9 景品表示法における不当表示の内容

区分	不当表示の内容
優良誤認表示の禁止 (景品表示法第4条第1項第1号)	<p>事業者が、自己の供給する商品又は役務(サービス)の取引において、品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、i) 実際のものよりも著しく優良であると示す表示、又はii) 同種若しくは類似の商品若しくは役務(サービス)を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものを禁止している。</p> <p>具体的には、商品又は役務(サービス)の品質を、実際よりも優れていると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品又は役務(サービス)よりも特に優れているわけではないのに、あたかも優れているかのように偽って宣伝する行為が優良誤認表示に該当する。</p>
有利誤認表示の禁止 (景品表示法第4条第1項第2号)	<p>事業者が、自己の供給する商品又は役務(サービス)の取引において、価格その他の取引条件について、i) 実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示、又はii) 当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務(サービス)を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものを禁止している。</p> <p>具体的には、商品又は役務(サービス)の取引条件について、実際よりも有利であると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品又は役務(サービス)よりも特に安いわけでもないのに、あたかも著しく安いかに偽って宣伝する行為が有利誤認表示に該当する。</p>
内閣総理大臣が指定する不当表示の禁止(景品表示法第4条第1項第3号)	<p>上記のほか、商品又は役務(サービス)の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて、内閣総理大臣が指定するものを禁止している。</p>

(注) 公正取引委員会提出の資料に基づき当省が作成した。

消費者庁は、不当表示の疑いがある情報を把握し、必要な調査等を行った結果、当該表示が不当表示に該当する場合、景品表示法第6条の規定に基づき、「当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。」とされている(以下項目1(3)において「措置命令」という。)

また、措置命令の要件を満たさない場合であっても、景品表示法の規定に違反するおそれのある事実が認められた場合には、当該事業者に対し、文書による「警告」を行い、違反するおそれのある具体的な事実は認められないが、違反につながるおそれのある行為があった場合には、未然防止を図る観点から、口頭による「注意」を行うこととしている。

なお、公正取引委員会の地方事務所等においても、不当表示の疑いがある

る情報を把握した場合は、消費者庁に報告し、必要な調査等を行うこととしている。

【調査結果】

景品表示法により禁止される不当表示については、パンフレットやテレビ広告も対象となるなど、違反となる行為が幅広く定められている。このため、食品については、同一の行為が、景品表示法のほか、JAS法、食品衛生法等の違反にも該当する場合があります（注1）。

このことから、消費者庁は、景品表示法関係の業務に占める食品表示案件のデータを分析し、その結果を踏まえて、食品表示の適正化に向けた監視業務に取り組むとともに、その情報を食品表示に係る他の行政機関に提供することが、一般消費者の利益の保護の観点から重要であると考えられる。

今回、景品表示法を所管していた公正取引委員会の事務総局経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室（関東甲信越地方を管轄）並びに地方事務所（北海道、東北、中部、近畿中国四国及び九州）及び2支所（中国及び四国）における一般消費者等からの申告の受付状況、職権探知の実施状況、消費者モニターからの情報の受理状況、不当表示等を行った事業者に対する排除命令（現在は「措置命令」）、警告又は注意による措置状況及びこれらの関係業務に占める食品表示案件の実態を調査した。

その結果によると、公正取引委員会は、景品表示法の被疑が推認できる情報等に接すると、当該情報の内容及びこれに対する措置結果について、「景品表示法違反事件システム」（注2）に入力しているものの、「景品表示法は食品のみならず、商品・サービスの品質や価格全般の不当表示を規制の対象としている」等を理由に、食品表示案件の件数を把握し、整理していなかった。

このため、食品表示に関する案件がどの程度あり、その経年変化がどのような傾向となっているか等の分析を行い、その結果について食品表示に係る他の行政機関と情報を共有する取組は行われていなかった。

一方、公正取引委員会は、平成16年度から20年度（7月まで）の食品

表示案件数のうち、「措置命令」及び「警告」に係るものは明らかにしているものの「注意」の食品表示案件数については、「注意は、景品表示法上の違反要件である「著しく優良」、「著しく有利」に当たらない場合でも、違反の未然防止のために行うことから、ある業種について注意の件数が多かったからといって、当該業種において現に問題のある表示が多数なされていたことを意味するものではない。」などとして、当該食品表示案件数の公表を行っていない。

(注1) 景品表示法は、何らかの事項を表示させる規制（事前規制）を定める法律ではなく、表示の内容が不当なものであるか否かを判断して規制する（事後規制）ものであり、食品のみならずあらゆる分野の商品や役務（サービス）を対象としている。

(注2) 景品表示法違反事件システムは、事業者名、商品・役務（サービス）等のキーワードから、ある程度、食品に関する案件の検索が可能となっているが、すべての食品表示案件について、直ちに検索し、表示できるものとはなっていない。

【所見】

したがって、消費者庁は、食品表示に対する信頼回復に向けて、行政の透明性の向上を図る観点から、景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整理するとともに、その分析・公表を行い、関係機関との情報の共有を推進すること。

2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進

【制度の概要】

消費者庁（景品表示法を所管）、農林水産省（JAS法を所管）、厚生労働省（食品衛生法及び健康増進法（平成14年法律第103号）を所管）、都道府県及び市町村の食品表示行政の担当部門（これら4法の担当部門）等（注1、2）は、食品表示関係法令に定められた食品の表示基準や表示禁止事項に関し、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報等を受け付け、措置が必要な案件について当該措置を行っている。

一方、「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合による「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日）において、緊急に講ずる具体的な施策の一つとして、「不適切な食品表示に関する監視を強化するため、（中略）不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。（20年度）（公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）」とされている。

（注1） 内閣府食品安全委員会、農林水産省、都道府県・市町村の消費者相談部門、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいても、食品表示に関する苦情等を受け付けている。

（注2） 前述のとおり、JAS法等の消費者行政に係る法令の全部又は一部は、平成21年9月に設置された消費者庁に移管されており、健康増進法に関しては、誇大表示の禁止（第32条の2）、誇大表示違反に対する勧告・命令（第32条の3第1項及び第2項）等の事務が、厚生労働省から消費者庁に移管された。

【調査結果】

（1）JAS法関係

農林水産省は、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け付けるため、農林水産省本省（消費・安全局表示・規格課）のほか、農政局・事務所に食品表示110番を設置（平成14年2月）している。

平成 16 年度から 19 年度までの 9 農政局・事務所における食品表示 110 番の受付実績の推移をみると、平成 16 年度 4,265 件に対して 19 年度 8,414 件へと約 2 倍に増加している。

これらのうち一般消費者等から提供された疑義情報についてみると、平成 16 年度 318 件に対して 19 年度 1,280 件へと約 4 倍に増加している。

今回、9 農政局・事務所における食品表示 110 番の設置状況及び受け付けた情報の処理状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 9 農政局・事務所における情報の受付方法については、電話、ファクシミリ、郵便及び来訪による受付をすべての農政局・事務所で行っている。しかし、電子メールによる受付は、東北農政局、東京農政事務所、北陸農政局、東海農政局、広島農政事務所（表示・規格課）及び福岡農政事務所で行っているものの、北海道農政事務所、大阪農政事務所、広島農政事務所（地域課）及び香川農政事務所では行っていない。

また、インターネットホームページ等による一般消費者等への情報提供窓口の周知方法をみると、同一農政局・事務所の表示・規格課と地域課とは双方とも同じ方法によって周知すべきと考えられるが、東北農政局及び香川農政事務所を除く 7 農政局・事務所では、表示・規格課について周知されているが、地域課について周知されていない。特に、東海農政局については、いずれの方法によっても周知されていない。

② 食品表示 110 番において疑義情報を受け付けた場合の処理手順については、「食品表示 110 番対応マニュアル」（平成 19 年 7 月 27 日消費・安全局表示・規格課制定。以下項目 2 において「110 番マニュアル」という。）に定められており、農政局・事務所では、110 番マニュアル（注）に基づき、当該情報の処理を行っている。

（注） 110 番マニュアルには、平成 19 年 6 月に発覚したミートホープ株式会社（食肉加工卸売業者）による食肉偽装事件において、i）北海道農政事務所から北海道への情報の回付に時間が掛かっていたこと、ii）北海道への情報の回付が適切に行われていなかったこと、iii）農林水産省は、国の監視・指導の対象である全国事業者として取り扱う方針としたが、JAS 法に基づく具体的な調査を行わなかったこと等の問題点が指摘されたことから、食品表示 110 番の疑義情報の受付処

理及び都道府県関係部局等への情報の回付、その後のフォローアップについて記載されている。

農林水産省は、食肉偽装事件（いわゆるミートホープ事件）に係る同省の対応の問題を契機に、一般消費者等から食品表示 110 番に寄せられた情報を関係機関に迅速に回付することが、不適正表示の改善を図る上で重要であると認識し、110 番マニュアルにおいて、農政局・事務所が情報を受け付けた日から関係機関へ回付する日までの標準処理期間（5 日間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。))を設定している。

110 番マニュアルでは、食品表示 110 番の情報の受付及びその情報の回付が適切に行われているかをチェックするため、農政局・事務所に進行管理責任者を置くとともに、受付者は受付案件ごとに「進行工程管理チェックシート」を作成し、当該チェックシートの確認項目に照らして対応が適切に行われているかを受付者自身でチェックし、進行管理責任者に報告することとされている。

しかし、9 農政局・事務所における進行工程管理チェックシートの記載状況を調査したところ、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた疑義情報のうち当該チェックシートが当省に提出された 552 件中 170 件（30.8%、1 つのチェックシートにおける複数の「記録の不備」をそれぞれ計上した場合の延べ件数は 190 件）において、チェック欄が空欄となっている、受付者と進行管理責任者が同一となっているなどの記録の不備があり、受付事案の進行管理が適正に行われていない状況がみられた。

また、110 番マニュアルでは、「農政局等は、標準処理期間を超えた場合はその都度超過した原因を検証し、年度ごとに管内の農政事務所における標準処理期間を超えた案件を「食品表示 110 番（情報提供）標準処理期間超過案件検証報告書」に取りまとめ、超過した原因を検証するとともに対応策を検討するものとする」とされている。

しかし、今回調査した 9 農政局・事務所について、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間の「食品表示 110 番（情報提供）標準処理期間超過案

件検証報告書」を農林水産省本省から入手し、当省が把握した 39 件の標準処理期間の超過案件（注）と突き合わせたところ、2 件の把握漏れがみられた（大阪農政事務所 1 件及び広島農政事務所 1 件）。

（注） 9 農政局・事務所において、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に、一般消費者等から受け付けた疑義情報 1,390 件のうち関係機関に回付した 855 件について、当該情報の受付から回付までの期間をみたところ、標準処理期間を超えているものが 39 件（4.6%）あった。

③ 農政局・事務所が、疑義情報を食品表示 110 番で受け付けた場合、その表示状況を確認するため、速やかに当該店舗等において確認を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

しかし、9 農政局・事務所が平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた疑義情報 1,390 件から抽出した 593 件のうち、現地確認が行われた 143 件について、当該情報の受付から現地確認までの期間をみたところ、7 日間以上を要しているものが 36 件（25.2%）みられた。

(2) 食品衛生法関係

食品衛生法に基づく食品の監視指導を行っている都道府県等においても、食品衛生に関する相談窓口が設置されており、これらの窓口において食品表示に関する事項を含む食品衛生法全般に係る相談を受け付けている。しかし、厚生労働省は、一般消費者等から受け付けた疑義情報の処理について、都道府県等に対し、その方針を示していない。

今回、18 都道府県等の食品衛生法担当部局における疑義情報の処理状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 一般消費者等から食品表示に関する疑義情報を受け付けた場合は、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに現地確認を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

今回調査した 18 都道府県等が平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた食品衛生法等に係る食品表示の疑義情報について、

- i) 9都道府県の食品衛生法担当部局が受け付けたものから当省が抽出した310件のうち現地確認が行われた163件について、受付から現地確認までの期間をみたところ、7日間以上を要しているものが28件(17.2%)、
- ii) 同様に、9市区の食品衛生法担当部局が受け付けたものから当省が抽出した223件のうち現地確認が行われた214件では、7日間以上を要しているものが30件(14.0%)
みられた。

これら58件について、その理由を調査したところ、合理的な理由がなく、速やかに現地確認が行われていないものがみられた。

- ② 9都道府県の食品衛生法担当部局が平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に回付すべきものは、他の都道府県に所在する事業者の食品衛生法に係るもの76件、JAS法に係るもの35件、景品表示法に係るもの3件、その他1件であった。これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均2.0日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)となっている。

そこで、これら115件について、農林水産省が110番マニュアルにおいて情報の受付から関係機関への回付までの標準処理期間として定めている5日間以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に処理されているかみたところ、これを超えているものは、東京都2件及び大阪府4件、計6件(5.2%)であった。

同様に、9市区の食品衛生法担当部局が受け付けた疑義情報のうち、関係機関に回付すべきものは、他の市区に所在する事業者の食品衛生法に係るもの47件、JAS法に係るもの19件、景品表示法に係るもの1件、その他1件であった。これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均2.5日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)となっている。

また、これら68件について、同様に、5日間以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に処理されているかみたところ、これを超えているもの

は、札幌市 2 件、仙台市 1 件及び大阪市 1 件、計 4 件 (5.9%) であった。

(3) 健康増進法関係

厚生労働省は、全国 7 か所の地方厚生局において、健康増進法第 32 条の 2 第 1 項で禁止されている食品の健康保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等に関する相談を受け付けている。

また、都道府県等においても、食品の健康保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等に関する相談を受け付けている。

今回調査した 7 地方厚生局が平成 20 年 4 月から 20 年 7 月までの間に一般消費者等から受け付けた疑義情報の他の食品表示関係機関への回付状況を調査したところ、5 地方厚生局で 7 件あった。

これらのうち、情報の受付から関係機関への回付までの期間が確認できた 6 件について、5 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものは 2 件（関東信越厚生局 1 件及び九州厚生局 1 件）となっている。

同様に、18 都道府県等の健康増進法担当部局が受け付けた疑義情報の回付状況を調査したところ、6 件（北海道 2 件、大阪府 3 件及び福岡県 1 件）であった。

これらのうち、情報の受付から関係機関への回付までの期間が確認できた 4 件についてみたところ、5 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものは 3 件（北海道 2 件及び大阪府 1 件）となっている。

(4) 景品表示法関係

景品表示法を所管していた公正取引委員会は、関東甲信越地方を管轄する事務総局経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室と、全国 7 か所の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下項目 2 において「景品表示監視室等」という。）で、景品表示法に定める不当表示の禁止等に係る質問、相談及び申告を受け付けていた。

景品表示法では、すべての商品又は役務（サービス）をその規制の対象としており、この中に食品表示に係る不当表示が含まれる。

今回、景品表示監視室等における食品表示に関する疑義情報の処理状況

を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 一般消費者等から食品表示に関する疑義情報を受け付けた場合、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに措置を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

景品表示監視室等が平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報 31 件について、措置（調査の開始、関係機関への通知又は参考情報として保管することをいう。以下項目 2 において同じ。）方針の決定を行うまでの期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を調査したところ、20 日間以上を要したものが 3 件みられ、最長で 49 日間を要したものが 1 件あった。

- ② 同様に、一般消費者等から受け付けた疑義情報のうち、他の食品表示関係機関に回付すべきものは 24 件あり、これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均 31.5 日間となっている。

公正取引委員会が関係機関に疑義情報を回付する場合、他法令の案件については、基本的に景品表示法上の措置を採らないことを確定するため、また、都道府県の景品表示法担当部局に回付する案件については、同じ法律の所管機関として調査に値する相応の疑義があることを確認するため、当該案件を端緒会議（毎月 1 回開催）に諮るなどして、回付を行っていた。

- ③ 平成 21 年 9 月、景品表示法が公正取引委員会から消費者庁に移管されたことを受けて、消費者庁は、以下のとおり、情報の処理手続の見直しを行っている。

i) 景品表示法に係る疑義情報については、その措置方針を決定する端緒会議の開催周期を毎月 1 回から毎週 1 回に短縮するほか、回付元の他法令の関係機関が景品表示法との共同処理を検討している場合や、その他緊急を要する場合は、即時に措置方針を決定すること。

ii) 食品表示に係る他法令の関係機関に回付すべき疑義情報については、受理した翌日までに回付すること。

なお、上記の見直しの効果について検証するため、消費者庁が設置された平成 21 年 9 月から 22 年 1 月までの間に他の食品表示関係機関から

回付を受けた景品表示法に係る疑義情報 14 件の処理状況を調査したところ、同庁の設置直後に「景品表示法違反事件システム」に障害が発生し、処理手続が数か月停滞した影響などから、平均処理期間は 14.5 日間となっている。一方、上記と同じ期間に、一般消費者等から受け付けた疑義情報のうち、他の食品表示関係機関に回付すべきもの 7 件の処理状況を調査したところ、平均処理期間は 5.1 日間となっており、処理の迅速化が図られていた。

【所見】

したがって、消費者庁及び農林水産省は、一般消費者等から提供された疑義情報の迅速かつ適切な処理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報について、その措置を迅速に行うことを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。また、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。(消費者庁)
- ② 都道府県等の食品衛生法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うこと及び関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導するとともに、その結果について確認・点検を実施するよう指導すること。(消費者庁)
- ③ 地方厚生局及び都道府県等の健康増進法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導すること。(消費者庁)
- ④ 農政局・事務所における食品表示 110 番の受付及び周知の方法の実態を把握するとともに、一般消費者等の利便に資するため、電子メールによる情報の受付や窓口の周知を統一的に実施するよう指示すること。(農林水産省)
- ⑤ 農政局・事務所が受け付けた疑義情報の処理について、自己点検等の確実な実施を徹底するとともに、内部監査を実施すること。また、一般消費

者等から提供を受けた疑義情報について、現地確認を迅速に実施するとともに、その旨を110番マニュアルに明記し、その結果について点検する仕組みを設けること。(農林水産省)

3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進

(1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組

【制度の概要】

食品期限表示（注）の設定方法については、厚生労働省と農林水産省が平成15年9月に作成、公表した「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」（平成20年11月及び22年3月一部改正）において、「製造業者等において、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定する必要があります。」とされている（同Q&A「1. 基本的事項（一般消費者向け）について」Q7）。

（注） 食品が一定の品質を有していると認められる期限を示す日付（月単位の表示も含む。）であり、すべての加工食品には、商品の特性に応じて、消費期限又は賞味期限のどちらかを表示しなければならない。「消費期限」とは、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。一方、「賞味期限」とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。

その後、食品全般に共通した期限表示の設定に関するガイドラインを示す必要性が業界団体等から指摘されたことから、厚生労働省及び農林水産省は、平成17年2月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を策定した。

一方、平成19年1月に、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、食品衛生法第19条第2項違反に該当する科学的・合理的根拠なく消費期限を超えた期限を表示していたなど不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明し、社会的な問題となったことから、厚生労働省は、食品等事業者の監視指導を行っている都道府県等に対し、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者（以下「広域流通食品等事業者」という。）における科学的・合理的な根拠に基づく期限表示の設定等

について、監視指導の強化を要請している（広域流通食品衛生管理通知）。

しかし、その後も不適切な原材料使用及び期限表示等に係る諸問題が発生したことから、広域流通食品等を取り扱う菓子製造業者以外の食品等事業者も対象とするなど監視指導を強化するよう要請している（「食品等事業者に対する監視指導の強化について」（平成19年12月12日付け食安発第1212007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「監視指導強化通知」という。))。

また、農林水産省においても、平成19年2月及び同年8月に、食品関係団体あてに、会員の団体、食品製造事業者等に対して適正な期限表示の徹底等を図るため、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底について（通知）」（平成19年2月1日付け18消安第12371号農林水産省消費・安全局表示・規格課長通知）及び「食品の期限表示の周知徹底及び消費者等への情報提供等について」（平成19年8月22日付け19消安第6182号農林水産省消費・安全局長通知）を发出している。

なお、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく食品表示基準（期限表示を含む。）の設定等の事務は、前述のとおり、厚生労働省から消費者庁に移管された。

【調査結果】

ア 食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定状況

厚生労働省は、広域流通食品衛生管理通知において、都道府県等が広域流通食品等事業者に対する指導に当たって留意する事項として、①既存の消費期限又は賞味期限の見直しの際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」を踏まえ、食品等の特性等に応じて、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的・合理的に行われる必要があること、②製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと、また、立入検査等の監視指導に当たり留意すべき事項として、③科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無について、

製品又は加工品に関する記録等を確認すること、④製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか確認することを示している。

今回、8都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）において、①菓子製造・販売業、②総合・食料品スーパー（弁当、そうざい等の製造・販売を行っているもの）、③水産食料品製造業の3業種からそれぞれ9事業者、計27事業者（すべて中小企業）を抽出し、食品期限表示の設定状況を調査したところ、科学的・合理的根拠に基づいた設定を行っていないとするものが4事業者（全事業者の14.8%。内訳は菓子製造・販売業1事業者及び総合・食料品スーパー3事業者）みられた。

これら4事業者に対しその理由等を聴取したところ、次のとおりであった。

- i) 納入先であった食品販売事業者の検査、指導を受けて設定
- ii) 昔から経験的に大丈夫だという期間を把握しており、食品事故が発生すれば大変なことになるので、更に短めに設定
- iii) これまでの経験値、仕入業者への確認、近辺の他業者の設定状況を参考に設定
- iv) 業界団体が作成した「賞味・期限表示一覧」を参考に設定

当該4事業者について、消費者庁は、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」に照らしてみても、「科学的・合理的根拠を持って賞味期限を設定していたと考えられる。」との見解を示している。しかしながら、上記のように食品期限表示の設定についての事業者の理解が不十分な状況がみられ、このことは、当該制度の食品等事業者に対する周知が十分でないことが一因と考えられる。

さらに、上記の4事業者に対し、期限表示が義務付けられていること及び科学的・合理的な食品期限表示の設定の必要性の認知の有無を聴取したところ、4事業者とも期限表示が義務付けられていることは承知しているものの、科学的・合理的な食品期限表示の設定の必要性については、承知していないとするものが2事業者みられた。

以上の状況から、中小の食品等事業者に対し、科学的・合理的な食品期限表示の設定について周知徹底を図ることが必要と考えられる。

また、科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っているとしている23事業者について、製品の期限設定の一覧及びその根拠（保存試験結果等）の備付け状況を調査したところ、工場等に備えていないものが5事業者（全事業者の18.5%。内訳は菓子製造・販売業2事業者及び水産食料品製造業3事業者）みられた。

イ 食品期限表示の確認に係る監視指導状況

厚生労働省は、広域流通食品の製造・販売等を行う施設において不適切な期限表示を行った事例が確認されていることから、「平成19年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」（平成19年11月16日付け食安発第1116002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、都道府県等に対し、当該一斉取締りの期間中、広域流通食品等事業者の施設において実施した消費期限の表示の確認に関する監視指導結果の報告を求め、科学的・合理的な食品期限表示の設定状況について実態把握を行っている。

また、厚生労働省は、平成20年度以降も、都道府県等に対し、夏期・年末一斉取締りにおいて実施した消費期限の表示の確認に関する監視指導結果の報告を求めている。しかし、夏期・年末一斉取締りにおいて監視指導を実施した広域流通食品等事業者以外の広域流通食品等事業者や、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者については、報告を求めておらず、その実態も把握していない。

しかし、総務省の「平成18年事業所・企業統計調査」によると、食料品製造業全体の98.9%が中小企業とされていること及び中小事業者の中には、上記アのとおり、科学的・合理的な食品期限表示の設定についての理解が不十分な状況がみられたことから、今後は、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者における実態把握を推進することが必要と考えられる。

なお、上記アの科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていない

4 事業者並びに製品の期限設定の一覧及びその根拠を作成していない5 事業者について、それぞれの所在地を管轄する保健所の立入検査で、平成20年11月までに、食品期限表示に関する指導を受けている例もみられないことから、都道府県等による科学的・合理的な食品期限表示の設定に係る監視指導が徹底されていないと考えられる。

【所見】

したがって、消費者庁は、食品の安全を確保し、食品表示に対する消費者の信頼を回復するための取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定について、その周知徹底を図ること。その際、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者における実態把握を推進すること。

(2) コンプライアンスの徹底の取組

【制度の概要】

農林水産省は、平成14年1月の食肉偽装事件を契機として、食品関係団体に対して、「企業行動規範の徹底に向けた自主的な取組の強化について」（平成14年1月23日付け13総合第4358号農林水産省総合食料局長通知）を发出するなど、関係法令の遵守や倫理の保持等についての会員各企業の取組を強化するよう要請している。

しかし、平成19年1月、菓子製造業者が消費期限切れの原材料の使用や社内基準より長い消費期限の表示等不適切な対応をしていた事件の発生後、食品表示に関する事件が相次いで発生したことから、農林水産省は、その都度、食品関係団体に対してコンプライアンスの徹底に関する要請文書を发出し、会員企業におけるコンプライアンス体制の確保等に関する社内総点検の実施、期限表示のためのガイドラインの策定及びコンプライアンス徹底等のためのマニュアルの作成等、具体的な対応策を講ずることを求めている。

また、農林水産省は、平成19年10月に、食品業界のコンプライアンスの更なる徹底に向けた具体的な取組を進めていくため、農林水産省の関係部局により構成する「食品の信頼確保・向上対策推進本部」を設置している。

食品の信頼確保・向上対策推進本部では、コンプライアンスの徹底に関し、ノウハウや人材面で実際の対応がよく分からないとする食品事業者が多いことから、平成20年3月に「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を決定し、これを受けて農林水産省が食品事業者団体に通知している。この手引では、これらの団体に対して、「信頼性向上自主行動計画」を策定して、総会・理事会において決定し、会員等企業にその内容を周知しながら、実際の行動に移すことを要請している。また、「信頼性向上自主行動計画」では、各食品事業者団体が、会員等企業に対して、農林水産省が各食品事業者における実際の取組の方向として示した「食品事業者の5つの基本原則」の周知を図ることとされている。

【調査結果】

「21 世紀新農政 2008～食料事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～」(平成 20 年 5 月 7 日食料・農業・農村政策推進本部決定)では、「食品産業の各業界に対し、国が示す信頼性向上のための手引きに沿った自主行動計画の策定や計画に基づく取組を要請する。これにより、平成 20 年度中に、自主行動計画を 180 団体以上で策定するとともに、平成 22 年度までに、7 割以上の中小食品事業者において企業行動規範の策定を目指す。」とされている。

今回、8 都道府県において、①菓子製造・販売業、②総合・食料品スーパー(弁当、そうざい等の製造・販売を行っているもの)、③水産食料品製造業の 3 業種からそれぞれ 9 事業者、計 27 事業者を抽出し、コンプライアンスの徹底に向けた取組状況を調査したところ、内部通報制度等の整備、企業行動規範の作成、衛生管理及び事故対応マニュアル等の作成などのコンプライアンスの徹底に向けた取組を行っているものは 17 事業者(全体の 63.0%。内訳は菓子製造・販売業 5 事業者、総合・食料品スーパー 7 事業者及び水産食料品製造業 5 事業者)みられた。

これらのうち、12 事業者(全体の 44.4%)は、「21 世紀新農政 2008」において目標が定められた企業行動規範を策定している。

一方で、コンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていない 10 事業者及びコンプライアンスの徹底に向けた取組を行っているものの、企業行動規範を策定していない 5 事業者のうち、食品事業者団体に加盟している 13 事業者に対し、当該団体による取組状況等を聴取したところ、これらの中には、農林水産省が食品事業者団体を通じて食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていることを承知していないものが 2 事業者みられた。また、上記 13 事業者のうち、当該団体から「モデル行動規範」の配布を受けていないものが 9 事業者みられた。

これらのことから、食品関係団体によるコンプライアンスの徹底に向けた取組に関する周知徹底が十分に行われていないものと考えられる。

なお、調査した 27 事業者の中には、企業行動規範を策定しても形式的な

ものになってしまう可能性が高いとして、その効果に懐疑的な意見を有しているものが2事業者みられた。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品事業者が食品表示の適正化を始めとするコンプライアンスを徹底し、消費者の信頼を回復するための取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

「信頼性向上自主行動計画」に基づいて食品事業者団体が行う食品事業者に対するコンプライアンスの徹底の取組について、効果を検証するとともに、その徹底に関して、より一層の食品事業者団体の取組を促すこと。

4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

【制度の概要】

平成 14 年 1 月に発生した食肉卸売会社による食肉偽装事件と、その後続発生した数々の食品表示違反は、大きな社会問題に発展した。

農林水産省は、このような事態に対応するため、平成 15 年 7 月、農林水産省の組織を再編し、農林水産本省に消費・安全局を、地方農政局に消費・安全部をそれぞれ設置し、また、食糧事務所を地方農政事務所に改編し消費・安全部を設置した。これに併せて、全国に食品の表示・規格に関する監視・指導を行う職員を配置した。

平成 20 年 8 月 1 日現在、7 地方農政局、北海道農政事務所及び 38 地方農政事務所の 46 の表示・規格課及び 132 の地域課に、約 1,700 人の食品表示監視業務担当者が配置されている（内閣府沖縄総合事務局を除く。）。

【調査結果】

今回、9 農政局・事務所における立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示 110 番業務の年間取扱実績と配置要員との状況を調査したところ、次のとおり、局・所間で較差が生じている状況がみられた。

(1) 立入検査・任意調査の実績

9 農政局・事務所は、平成 18 年度に 889 件、19 年度に 1,577 件の計 2,466 件の立入検査・任意調査を行っている。

そこで、9 農政局・事務所の立入検査・任意調査件数を食品表示監視業務担当者数で除したところ、表 10 のとおり、平成 18 年度は 1.7 件、19 年度は 3.1 件となっている。また、9 農政局・事務所の最大と最小を比較すると、平成 18 年度では 6.1 倍（最大：北陸農政局 4.3 件、最小：広島農政事務所 0.7 件、その差 3.6 件）、19 年度では 4.2 倍（最大：北陸農政局 5.0 件、最小：大阪農政事務所 1.2 件、その差 3.8 件）の較差が生じている。

表 10 9農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数

(単位：件、人)

農政局・事務所	区分	平成 18 年度			19 年度		
		実施件数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)	実施件数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)
北海道農政事務所		122	78	1.6 (36.6)	206	78	2.6 (53.3)
	(うち立入検査)	0			6		
東北農政局		132	40	3.3 (77.2)	183	40	4.6 (92.3)
	(うち立入検査)	1			0		
東京農政事務所		158	106	1.5 (34.9)	356	106	3.4 (67.8)
	(うち立入検査)	2			4		
北陸農政局		94	22	4.3 (100.0)	109	22	5.0 (100.0)
	(うち立入検査)	0			1		
東海農政局		197	56	3.5 (82.3)	196	56	3.5 (70.6)
	(うち立入検査)	0			0		
大阪農政事務所		76	95	0.8 (18.7)	110	95	1.2 (23.4)
	(うち立入検査)	3			3		
広島農政事務所		22	31	0.7 (16.6)	62	31	2.0 (40.4)
	(うち立入検査)	0			0		
香川農政事務所		31	16	1.9 (45.3)	52	16	3.3 (65.6)
	(うち立入検査)	0			1		
福岡農政事務所		57	73	0.8 (18.3)	303	73	4.2 (83.8)
	(うち立入検査)	0			0		
計		889	517	1.7 (40.2)	1,577	517	3.1 (61.6)
	(うち立入検査)	6			15		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 担当者数は、平成 20 年 8 月 1 日現在の現員である。

3 当省が、平成 18 年度の立入検査（任意調査）報告書 129 件と 19 年度
の同報告書 146 件から、検査（調査）1 件当たりの平均検査（調査）員
数を調査したところ、18 年度は 1.9 人、19 年度は 2.1 人となっている。
このため、平成 19 年度の場合、担当者 1 人当たり処理件数は 6.4 件（3.05
（1,577÷517）件×2.1 人）と考えられる。

4 () 内は、立入検査・任意調査件数を食品表示監視業務担当者数で
除した数値が最も多い北陸農政局を 100 とした指数である。

なお、立入検査・任意調査は、1 件当たり 2 日以上検査（調査）を行
う場合があるほか、立入検査・任意調査で発見した違反の改善状況を確認
するため、現地調査を行うことがある。

また、立入調査・任意調査では、疑義の把握から当該案件について措置
を行う期間中、証拠品収集とその分析、関連する機関との調整等を行って
いる。

そこで、9 農政局・事務所の平成 18 年度及び 19 年度の立入検査・任意

調査 2,466 件から 691 件を抽出し、すべてを平均して算出したところ、19.6 日であった。

(2) 巡回調査の実績

巡回調査では、小売店舗や中間流通業者において、生鮮食品の表示や、加工食品の原料原産地表示等について、通年調査を行う「一般調査」と、米穀、しいたけ、アサリ、マツタケ、牛肉、牛肉加工品等の特定の品目に着目し、期間を限定して行う「特別調査」が実施されている。

一般調査は、表示事項の欠落の有無や表示の齟齬^{そご}を目視により確認する「表示実施状況調査」と、品目の名称及び原産地の表示の根拠を容器若しくは包装、仕入伝票、送り状又は納品書等により確認する「真正性確認調査」を行うこととされている。農林水産省本省は、農政局・事務所（地方農政局については北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下項目 4 において同じ。）に対し、一般調査の調査店舗として、毎年度、生鮮食品の小売店舗約 3 万 7,000、生鮮食品の中間流通業者約 5,000 を配分している。

今回、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に実施した一般調査及び特別調査（緊急特別調査を除く。）について、調査店舗数（小売店舗数と中間流通業者数との合計）を巡回調査の担当者数で除したところ、表 11 のとおり、最大と最小とを比較すると、平成 18 年度では 2.4 倍（最大：東海農政局 54.3 店舗、最小：香川農政事務所 23.0 店舗、その差 31.3 店舗）、19 年度では 2.0 倍（最大：東海農政局 49.3 店舗、最小：香川農政事務所 25.2 店舗、その差 24.1 店舗）の較差が生じている。

ちなみに、当省が一般調査に同行した 7 農政局・事務所の広域店舗 11 店舗（総合食料品スーパー又は食料品スーパー 10 店舗と食料品専門店 1 店舗）の平均所要時間は、1 時間 38 分であった。

さらに、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に一般調査を行った小売店舗のうち、当省がその調査品目数を把握できた 338 店舗について、広域店舗と県域店舗の調査品目数を比較したところ、102 広域店舗は平均 239.7 品目、236 県域店舗は平均 102.4 品目となっている。

当省の調査によると、一般調査及び特別調査（緊急特別調査を除く。）における平成 19 年度のすべての農政局・事務所（ただし、内閣府沖縄総合事務局を除く。）の巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除したところ、28.2 店舗であり、9 農政局・事務所では、表 11 のとおり、37.9 店舗となっている。

なお、9 農政局・事務所における平成 19 年度の巡回調査の実施店舗数は、1 万 6,667 店舗であり、19 年度全体 4 万 6,745 店舗の 35.7% を占めている。

表 11 9 農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数

(単位：店舗、人)

区分 農政局・ 事務所	平成 18 年度			19 年度		
	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)
北海道農政事務所	1,892	53	35.7 (65.7)	1,780	46	38.7 (78.5)
東北農政局	1,095	29	37.8 (69.6)	950	27	35.2 (71.4)
東京農政事務所	4,802	109	44.1 (81.2)	4,243	105	40.4 (81.9)
北陸農政局	569	12	47.4 (87.3)	496	12	41.3 (83.8)
東海農政局	2,280	42	54.3 (100.0)	2,069	42	49.3 (100.0)
大阪農政事務所	3,641	104	35.0 (64.5)	3,518	99	35.5 (72.0)
広島農政事務所	1,144	35	32.7 (60.2)	1,005	33	30.5 (61.9)
香川農政事務所	460	20	23.0 (42.4)	428	17	25.2 (51.1)
福岡農政事務所	2,333	64	36.5 (67.2)	2,178	59	36.9 (74.8)
9 農政局・事務所 全体	18,216	468	38.9 (71.6)	16,667	440	37.9 (76.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 ()内は、巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除した数値が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。
- 3 当省が、平成 18 年度の巡回調査の表示調査票等 392 件と 19 年度の 395 件から、調査 1 店舗当たりの平均調査員数を調査したところ、18 年度は 2.2 人、19 年度は 2.3 人となっている。このため、平成 19 年度の場合、担当者 1 人当たり店舗数は 87.1 店舗 (37.88 (16,667÷440) 店舗×2.3 人) と考えられる。
- 4 担当者数は、食品表示監視業務担当職員のうち、巡回調査の担当者の平成 18 年度及び 19 年度の現員である。

なお、農政局・事務所は、平成 18 年度から 20 年度においては、①中国からの輸入ギョウザに禁止毒物が混入し、中毒患者の発生を招いた事件では、小売店等における回収対象商品の調査等（平成 20 年 1 月 31 日から 2 月 15 日までに、5 万 7,030 店舗を調査。ただし、一部、食品表示監視担当以外の職員を含む。）を、②ミートホープ株式会社による食肉偽装事件では、当該業者の取引先食品事業者等の追跡調査を、③高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、小売店舗における不適切な表示の調査（平成 21 年 2 月 27 日から 5 月 1 日までに、5 万 2,823 店舗を調査）し、防疫対応の支援等も行っている。また、平成 20 年度に事故米穀の不正規流通問題が発生した際には、事故米穀の流通実態の調査等を行っている。中国からの輸入ギョウザの事件により加工食品の原料原産地に対する消費者の関心が高まったこと等を踏まえ、また、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、加工食品の原料原産地の表示義務は拡大することとされている。

(3) 食品表示 110 番業務の実績

今回調査した 9 農政局・事務所における平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間の食品表示 110 番の受付実績から、担当者 1 人当たりの年間受付件数を算出したところ、表 12 のとおり、全体では 19.5 件となっている。

また、9 農政局・事務所の最大と最小とを比較すると、4.2 倍（最大：東海農政局 46.2 件、最小：東京農政事務所 10.9 件、その差 35.3 件）の較差が生じている。

表 12 9農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たり
の年間受付件数

(単位：件、人)

区分 農政局・事務所	受付件数 ①	担当者数 ②	1人当たり受付件数 ①/② (指数)
北海道農政事務所	1,366	78	17.5 (37.9)
東北農政局	699	29	24.1 (52.2)
東京農政事務所	1,160	106	10.9 (23.6)
北陸農政局	418	22	19.0 (41.1)
東海農政局	2,539	55	46.2 (100.0)
大阪農政事務所	1,169	95	12.3 (26.6)
広島農政事務所	796	31	25.7 (55.6)
香川農政事務所	237	16	14.8 (32.0)
福岡農政事務所	1,154	56	20.6 (44.6)
9農政局・事務所全体	9,538	488	19.5 (42.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、担当者 1 人当たり年間受付件数が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。

3 担当者数は、食品表示監視業務担当職員（平成 20 年 8 月 1 日現在の現員）のうち、食品表示 110 番の担当者である。

ちなみに、9農政局・事務所で調査対象とした 18 課のうち、表示・規格課（5 課）の平均値 22.1 件と地域課（13 課）の平均値 6.4 件とを比較すると、3.5 倍の較差が生じている。

(4) 要員配置の検証等

上記(1)から(3)のとおり、農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の主要業務である立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示 110 番業務については、いずれも担当者の年間取扱実績に較差が生じていること等を踏まえ、各農政局・事務所の食品表示の監視業務の業務量を適切に検証する必要があると考えられる。

また、各農政局・事務所における年間取扱実績に応じて要員の配置を見直すとともに今回の調査で明らかとなった担当者の年間取扱実績の較差を勘案して各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図る必要があると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品表示監視業務担当の効果的、効率的な要員の配置を図る観点から、当省の調査結果を踏まえ、次の措置を講じる必要がある。

- ① 各農政局・事務所における食品表示の監視業務の担当者の取扱実績に較差が生じていることなどを踏まえた業務量の適切な検証を行うこと。
- ② 各農政局・事務所における要員の配置を見直すとともに各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図ること。